

# いちき串木野市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度 ▶ 平成31年度



平成27年3月  
鹿児島県いちき串木野市



## はじめに

近年わが国は、世界に類を見ない少子化が進行しており、国の合計特殊出生率は、1970年代以降低下傾向が続き、出生数も1971年（昭和46年）から1974年（昭和49年）の第2次ベビーブーム期には、毎年200万人以上でありましたが、ここ数年は毎年100万人強の水準で減少傾向にあり、少子化は深刻さを増しております。また、安心して子どもを産み育て、子どもを健やかに育てることが難しくなっております。



国は、出生率の動向を踏まえ、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、本市におきましても、これに基づき、平成17年に「いちき串木野市次世代育成支援地域行動計画」を策定し、その後、平成22年には「いちき串木野市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」を策定するとともに、各種施策を展開してまいりました。

また、私は、少子化対策を本市の重要な課題ととらえ、出産や養育を支援するため、「未来の宝子育て支援制度」や「定住促進子育て支援住宅」の創設、中学校卒業までの「子ども医療費」の無料化など積極的に取り組んでまいりました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づいた子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援についてのニーズを反映した「いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この計画は、平成27年度から平成31年度の計画を策定し、引き続き少子化対策を推進することといたしました。

策定にあたりましては、ニーズ調査を実施し、その結果を基に、いちき串木野市子ども・子育て会議において御検討いただき、ここに計画書の上梓となりました。

ニーズ調査にご協力いただきました市民の皆様、協議をいただきました子ども・子育て会議委員の皆様には厚く御礼申し上げます。

これから、本計画の実現・推進に渾身の努力を傾注してまいりますので、市民並びに関係機関の皆様の更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

いちき串木野市長 田畑 誠一



# 目次

## 第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格、位置付け	1
3 計画の期間	2

## 第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 計画の基本目標	3

## 第3章 いちき串木野市の子育ての現状

1 人口の推移	4
2 人口の推計	6
3 世帯	7
4 結婚・出産等	8
5 就労状況	9
6 いちき串木野市の幼稚園・保育所等の状況	10
7 いちき串木野市の保育所・放課後児童クラブの待機児童数の推移	12
8 主な子育て支援サービス事業の状況	13
9 アンケート調査結果の概要	14

## 第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供区域の設定	27
2 幼児期の学校教育・保育	28
3 保育利用率の目標設定	30
4 地域子ども・子育て支援事業	31
(1)利用者支援に関する事業【新規事業】	31
(2)時間外保育事業(延長保育事業)	32
(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	33
(4)子育て短期支援事業	34
(5)乳児家庭全戸訪問事業	34
(6)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業	35
(7)地域子育て支援拠点事業	35
(8)一時預かり事業	36
(9)病児・病後児保育事業	37
(10)ファミリー・サポート・センター事業	37
(11)妊婦健康診査	38
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】	39

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】.....	40
5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策 .....	41
6 障がい児等支援体制の整備 .....	42
<b>第5章 専門的な支援の充実及び施策の展開</b>	
1 専門的な支援の充実 .....	44
2 次世代育成支援行動計画から継続する施策 .....	46
3 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について .....	48
<b>第6章 計画の推進</b>	
1 計画の推進体制 .....	50
2 進捗状況の管理 .....	50
<b>第7章 資料編</b>	
1 いちき串木野市子ども・子育て会議条例 .....	51
2 いちき串木野市子ども・子育て会議委員名簿 .....	53
3 用語集 .....	54



## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

これまでの少子化対策では、「保育環境の整備」や「子育て家庭を社会全体で支援」、「子どもを生きやすい・育てやすい環境づくり」という、子どもを生き育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。

しかしながら、少子化は急速に進行し、さらなる核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から子育てに対する支援や協力を得ることが依然として困難な状況となっています。

このような状況に対し、国は平成 24 年8月に「子ども・子育て関連3法」を成立させました。平成 27 年度から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、この「子ども・子育て関連3法」に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を主眼とし、幼児期の質の高い学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を、自治体（市町村）が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。

これに伴い、「質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供」に向けて「いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

これまで、いちき串木野市では、「いちき串木野市次世代育成支援地域行動計画」（前期計画：平成 17～21 年度、後期計画：平成 22～26 年度）を策定し、次世代育成支援の総合的な推進を図ってきました。

その中でも、保育所及び放課後児童クラブの受け入れ拡充を推進してきましたが、さらに人口構造や教育・保育施設等の資源の状況を踏まえた、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供に向け、本市の特性やニーズを十分に把握した子育て支援施策の検討が改めて必要となってきています。

これらの状況を踏まえ本計画は、住民・地域・企業・行政が協働で、市全体で子育てを支え、「子どもの最善の利益を原則に、子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指すとの考えを基本に、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的とするものです。

### 2 計画の性格、位置付け

#### (1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。



**子ども・子育て支援法（抄）**

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

**（２）次世代育成支援対策推進法に配慮した計画**

いちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成 27 年 3 月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成 37 年 3 月まで 10 年間延長することとなりました。これに伴い、同法第 8 条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、可能な限りいちき串木野市次世代育成支援地域行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。また、平成 26 年 6 月に閣議決定された「放課後子ども総合プラン」に関する計画についても、包括的に盛り込むことにします。

**（３）いちき串木野市総合計画を上位計画とする子ども・子育てに係る総合計画**

本計画は、本市のまちづくりの基本となる「いちき串木野市総合計画」を上位計画として、ほかの関連する計画と整合性を持たせた、市の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。

**3 計画の期間**

本計画の計画期間は、平成 27 年度（2015 年度）から、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 か年とします。

図表：計画の期間

平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
次世代育成支援行動計画 (平成17～26年度)						
策定		子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)				



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画は、「ひとが輝く・地域が輝く ～地域ブランドによる自立したすこやかな都市の創造～」を基本理念とするいちき串木野市第一次総合計画の実現を図る実行計画としての側面を有します。また一方では、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならないことを踏まえ、以下の基本理念を掲げ、関係機関が一体となって事業を実施していきます。

#### - 基本理念 -

### 子育てをみんなで支えるまちづくり

### 2 計画の基本目標

#### 基本目標

「安心して子どもを生子、健やかに育てることができるまち」

#### ① 子どもが健やかに育ち、力強く生き抜く力が身につく環境づくり

すべての子どもが一人の人間として尊重され、成長していけるような環境づくりを推進します。

#### ② 地域に支えられ、楽しく子育てができる環境づくり

子育ての社会的役割が理解されることで、地域社会の子育て支援体制が整備され、地域社会に温かく支えられながら喜びや楽しみを感じて子育てができるような環境づくりを推進します。

#### ③ 子育てをしているすべての家庭の仕事と子育ての両立を支援する環境づくり

仕事と生活の調和の実現にむけて、子育てを行っている家庭だけではなく、事業者と労働者や地域社会が一体となり積極的に取り組み、あわせて市として可能な支援をすることなどにより、社会全体の運動として広げていくことを推進します。



## 第3章 いちき串木野市の子育ての現状

厚生労働統計一覧「人口動態統計特殊報告」によると、本市の合計特殊出生率は、平成15～19年の1.40から平成20～24年には1.55と上昇していますが、人口を維持していくのに必要な人口置換水準2.08を下回り、少子化が進み、依然として人口減少が続いています。

少子化が進む中、本市では独自に未来の宝子育て支援金制度を創設したほか、子育て支援住宅を整備し、市外からの子育て世帯の定住化を促進するとともに、子ども医療費を中学校卒業時まで無料化するなど、医療費や育児に係る負担軽減を図り、少子化対策に取り組んでいます。

しかしながら、核家族化や夫婦共働き世帯の増加など、家族形態の変化に伴って、様々なニーズが生まれるとともに、乳幼児や児童への虐待などが顕在化しており、関係機関の連携による対応が求められています。

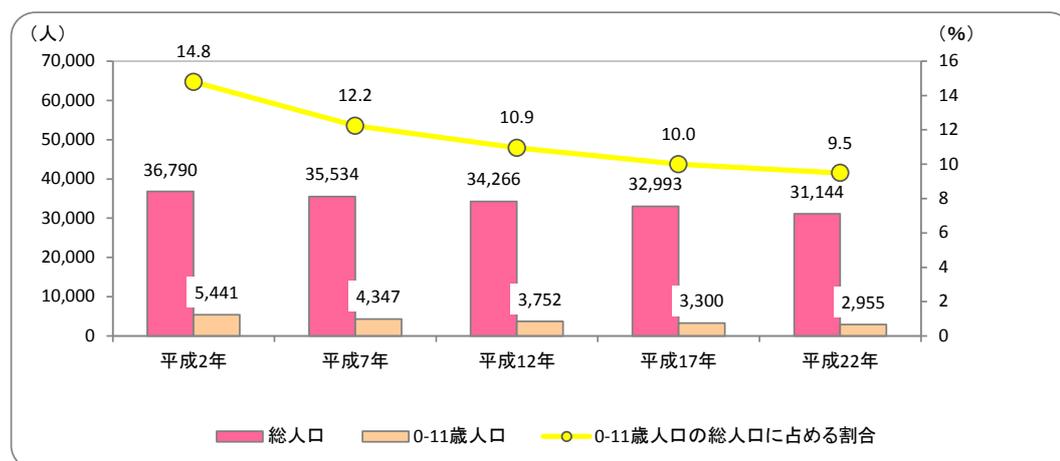
### 1 人口の推移

#### (1) 総人口に占める子どもの人口の推移

☞ 総人口に占める0～11歳の子どもの人口は減少しています。

平成2年以降、総人口及び0～11歳人口はともに減少傾向にあり、0～11歳人口は平成22年が2,955人となっています。また、総人口に占める0～11歳人口の割合も減少しており、平成22年で9.5%となっています。

図表：総人口に占める0～11歳人口の推移と割合（国勢調査より）



※平成17年以前は、串木野市・市来町の合算値

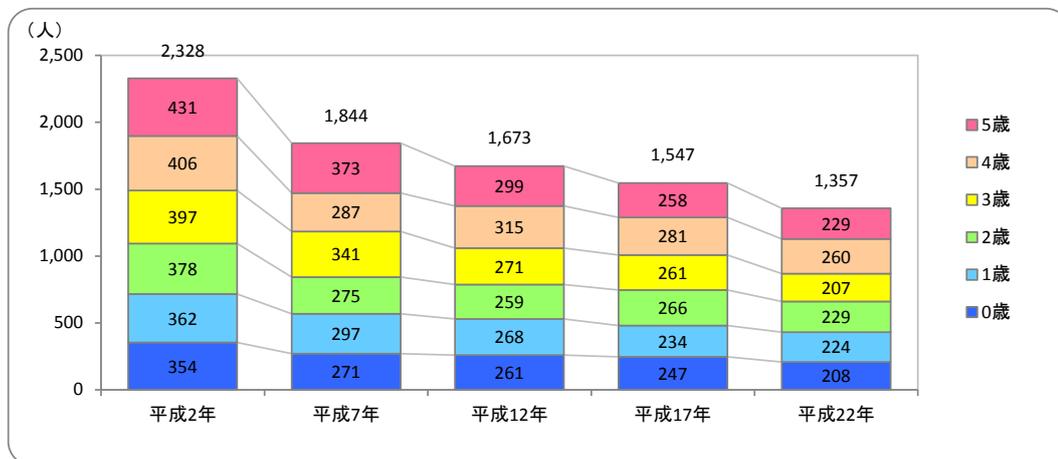


## (2) 0～5歳の年齢階級別人口の推移

👉 0～5歳の子ども的人口は減少しています。

0～5歳人口では、各年齢階級において減少傾向がみられます。

図表：0～5歳人口の推移（国勢調査より）



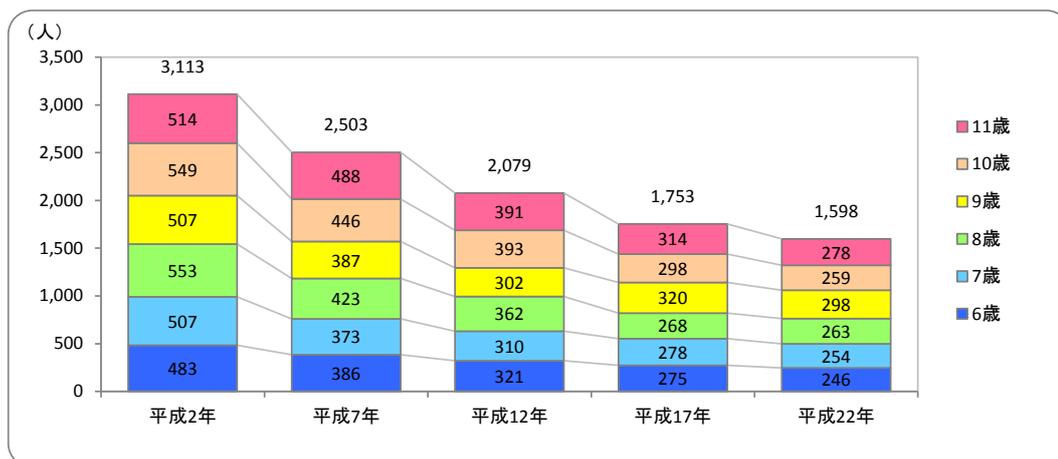
※平成17年以前は、串木野市・市来町の合算値

## (3) 6～11歳の年齢階級別人口の推移

👉 6～11歳の子ども的人口は減少しています。

6～11歳人口では、各年齢階級において減少傾向がみられます。

図表：6～11歳人口の推移（国勢調査より）



※平成17年以前は、串木野市・市来町の合算値



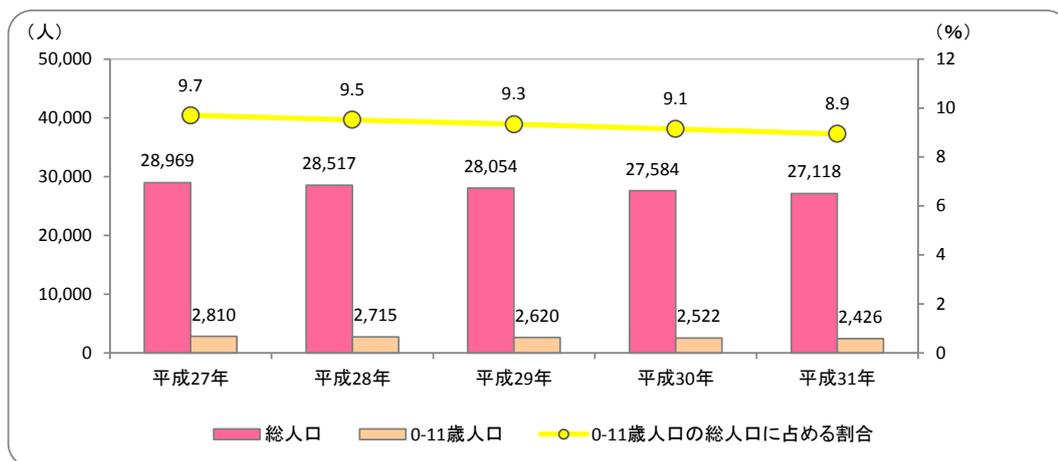
## 2 人口の推計

### (1) 総人口に占める子どもの人口（推計）

☞ 総人口に占める0～11歳の子どもの人口は減少していくことが見込まれます。

平成27年以降、総人口に占める0～11歳人口割合は減少を続けることが見込まれます。

図表：総人口に占める0～11歳人口の推計



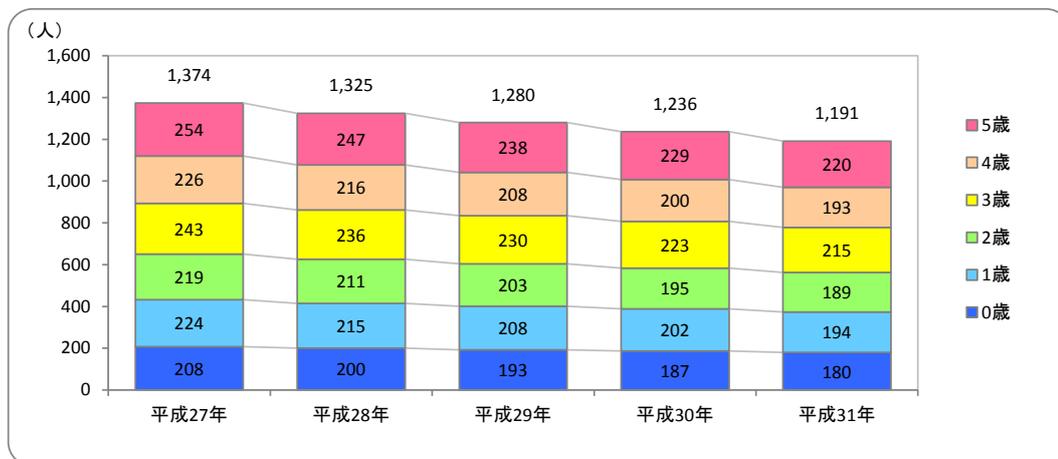
※国勢調査（平成7年～平成22年の実績人口）を基にコーホート変化率法を用いて算出

### (2) 0～5歳の年齢階級別人口の推移（推計）

☞ 0～5歳の子どもの人口はすべての年齢階級で減少が見込まれます。

0～5歳人口の推計をみると、平成27年で1,374人となり、計画最終年度にあたる平成31年には平成27年から183人減少して1,191人になることが見込まれます。

図表：0～5歳人口の推計



※国勢調査（平成7年～平成22年の実績人口）を基にコーホート変化率法を用いて算出

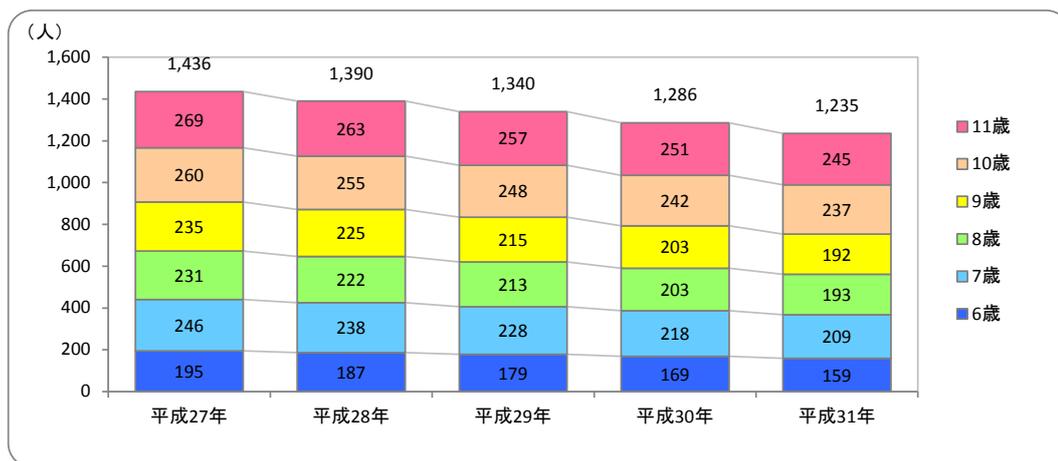


### (3) 6～11歳の年齢階級別人口の推移（推計）

👉 6～11歳の子ども的人口はすべての年齢階級で減少が見込まれます。

6～11歳人口の推計をみると、平成27年で1,436人となり、計画最終年度にあたる平成31年では平成27年から201人減少して1,235人になることが見込まれます。

図表：6～11歳人口の推計



※国勢調査（平成7年～平成22年の実績人口）を基にコーホート変化率法を用いて算出

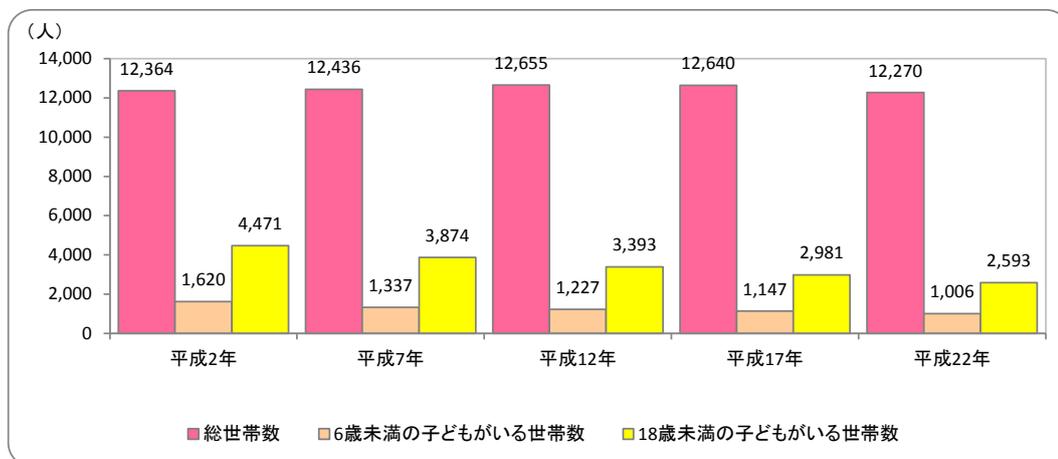
## 3 世帯

### (1) 子どものいる世帯の推移

👉 子どものいる世帯は減少しています。

子どものいる世帯の推移をみると、総世帯数は横ばいで推移していますが、6歳未満の子どものいる世帯及び18歳未満の子どものいる世帯はともに減少傾向にあります。

図表：総世帯数・子どものいる世帯の推移（国勢調査より）



※平成17年以前は、串木野市・市来町の合算値



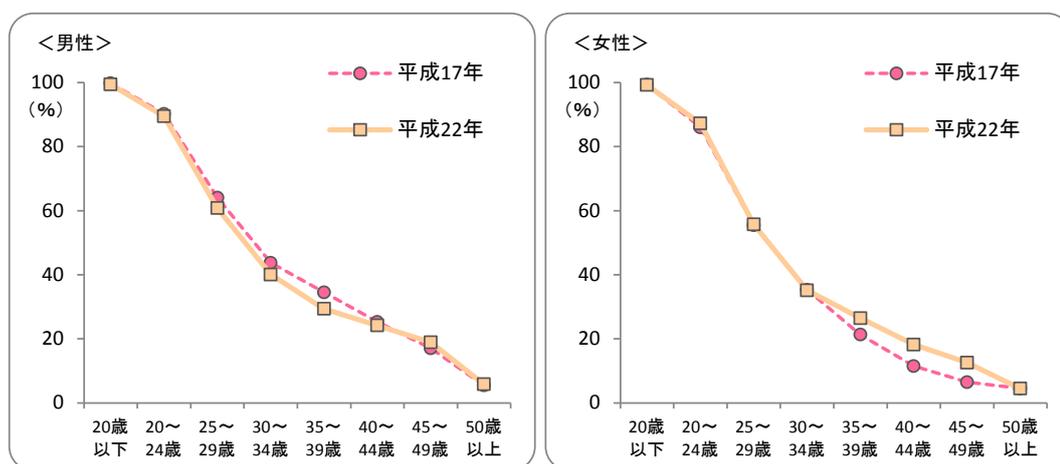
## 4 結婚・出産等

### (1) 未婚率の推移

☞ 未婚率は、男性が低下、女性は上昇しています。

男女の未婚率の推移について国勢調査の平成17年と平成22年を比較すると、男性は低下し、女性は上昇しています。

図表：未婚率の推移（国勢調査より）

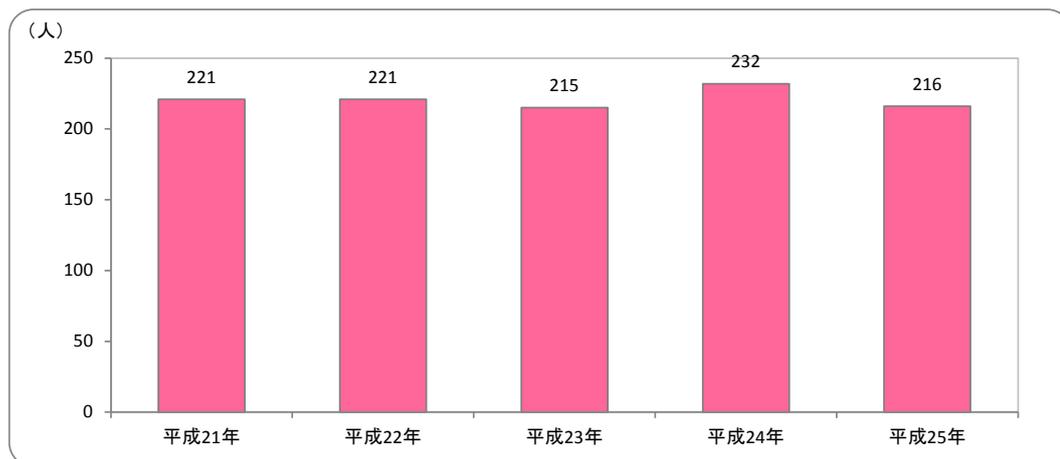


### (2) 出生数の推移

☞ 出生数は、横ばいです。

出生数は、年によって増減はあるものの横ばいで推移し、年平均は221人となっています。

図表：出生数の推移（住民基本台帳より）



※住民基本台帳（各年3月31日現在）



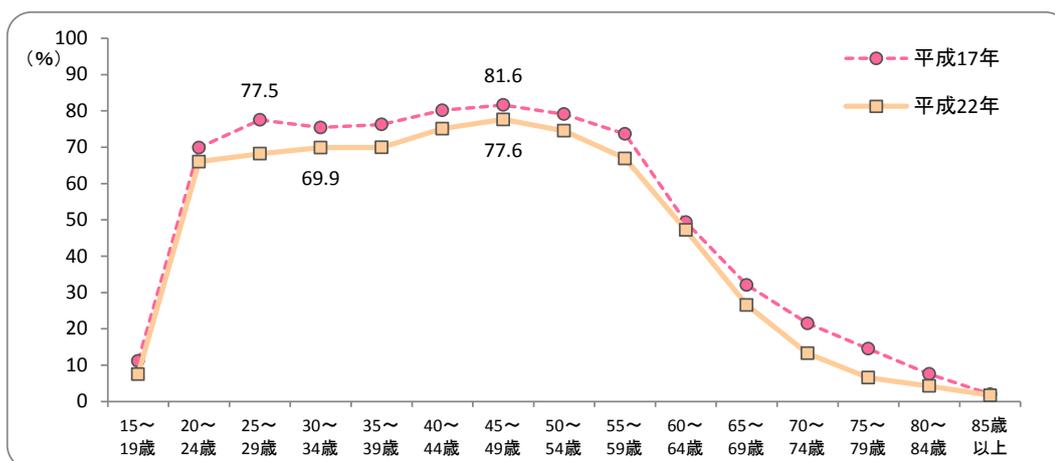
## 5 就労状況

### (1) 女性の労働力率の推移（平成17年・平成22年国勢調査の比較）

☞ 女性の就労傾向はM字曲線を描いていますがM字の谷の部分が浅くなっています。

平成22年の女性の労働力率は、「30～34歳」（69.9%）と「45～49歳」（77.6%）を左右のピークとして「35～39歳」を底とするM字型カーブを描いています。平成17年と比較すると、平成22年は特に若年者の労働力率が低下し、M字型カーブが浅くなっています。

図表：女性の労働力率の推移（平成17年・平成22年国勢調査の比較）



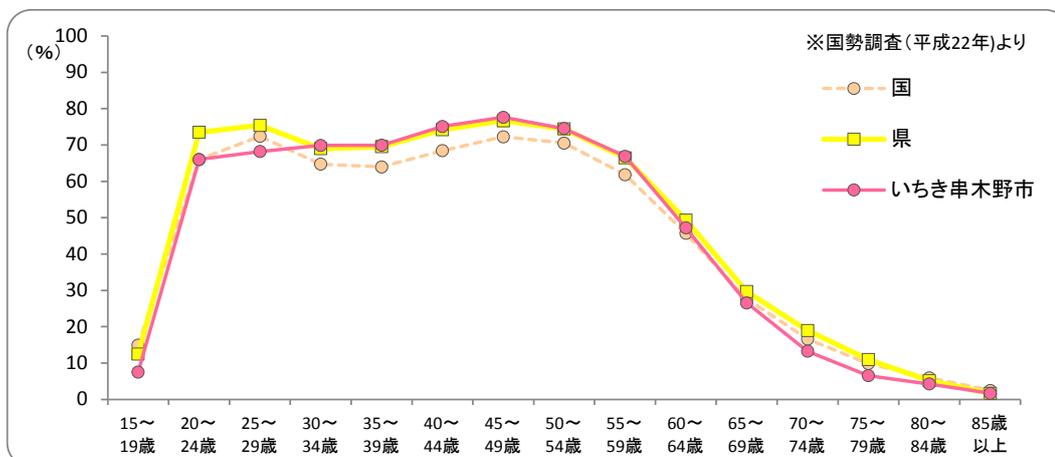
※女性の労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

### (2) 女性の労働力率の比較（国・県との比較）

☞ 女性の労働力率の状況は国や県と概ね同様の傾向となっています。

女性の労働力率を国や県と比較すると、概ね国や県と同じ傾向となっています。

図表：女性の労働力率の比較（国・県との比較、平成22年国勢調査）



※女性の労働力率：15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合



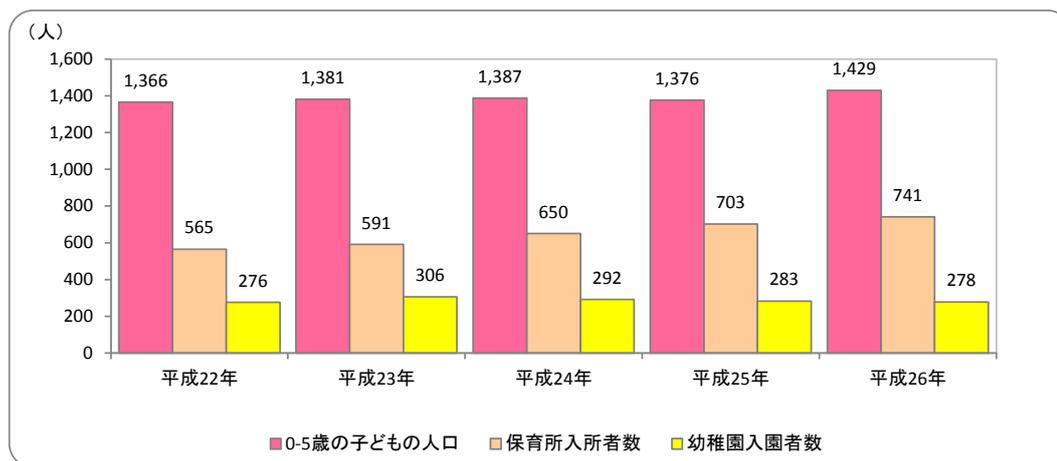
## 6 いちき串木野市の幼稚園・保育所等の状況

### (1) 0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移

☞ 保育所の利用は増加傾向、幼稚園の利用は横ばいです。

0～5歳の子どもの人口に対し、保育所の入所者数は増加傾向を示しており、幼稚園の入園者数は横ばいとなっています。

図表：0～5歳の子どもの人口及び保育サービスの利用状況の推移



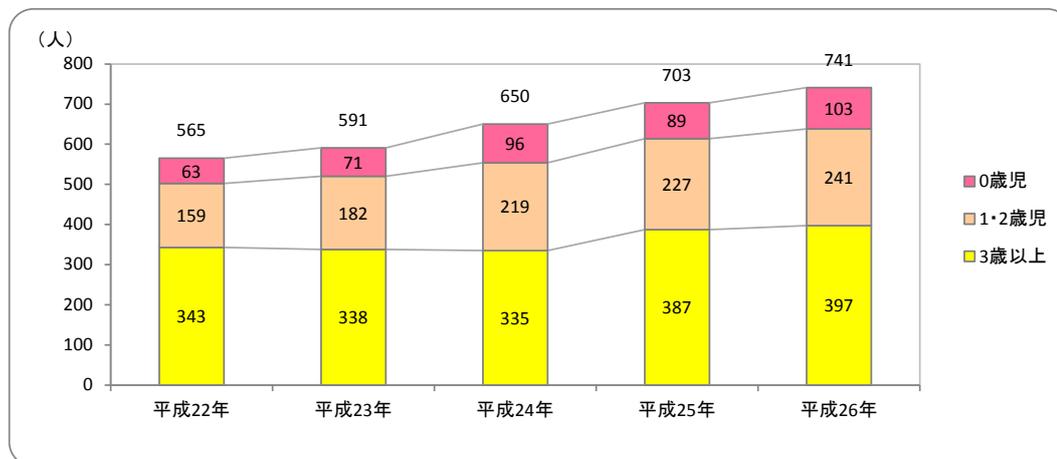
※福祉課・学校教育課（各年3月1日現在）

### (2) 年齢ごとの保育所入所者数の推移

☞ 保育所の利用者数は、年齢にかかわらず増えています。

年齢ごとの保育所入所者数の推移については、すべての年齢において増加しており、平成22年から平成26年にかけて0歳児が40人、1・2歳児が82人、3歳以上が54人増加しています。

図表：年齢ごとの保育所入所者数の推移



※福祉課（各年3月1日現在）

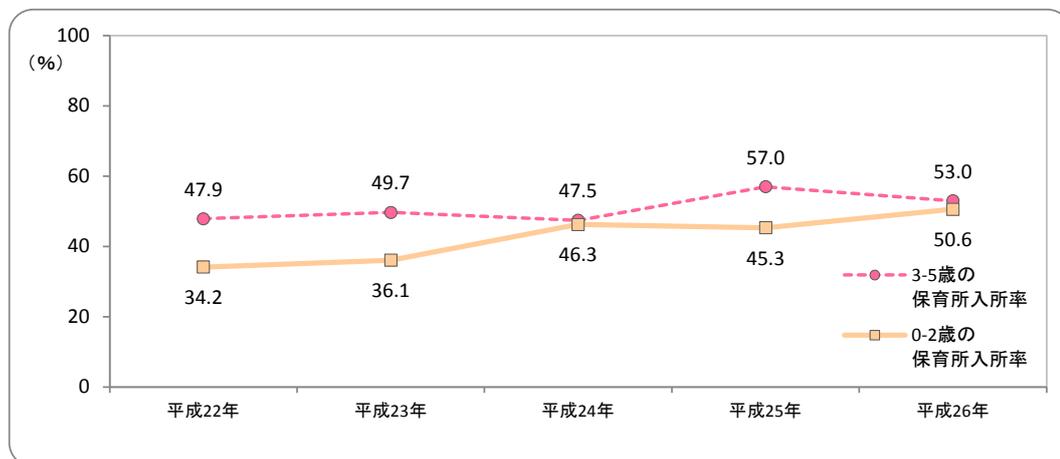


### (3) 0～2歳、3～5歳の各人口における保育所入所率の推移

☞ 保育所の入所率は、0～2歳の利用が増加しています。

保育所への入所率については、年齢にかかわらず上昇傾向にあります。特に0～2歳の子どもの上昇率が高くなっています。

図表：0～2歳、3～5歳ごとの各人口における保育所入所率の推移



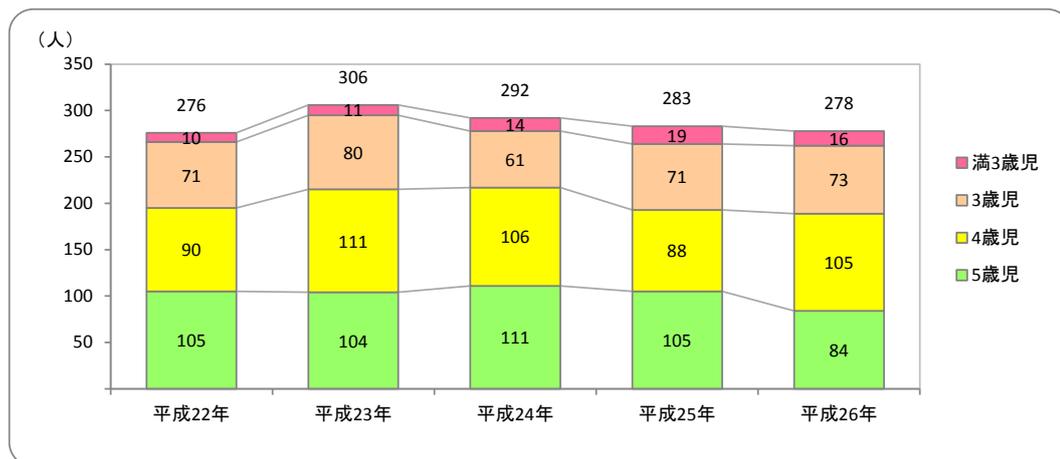
※福祉課（各年3月1日現在）

### (4) 年齢ごとの幼稚園入園数の推移

☞ 幼稚園入園者数に、年齢ごとの特徴は見られません。

幼稚園入園者数の推移をみると、総利用者数は平成23年に増加していますが、年齢による変化の特徴は見られません。

図表：年齢ごとの幼稚園入園数の推移



※学校教育課（各年3月1日現在）



## (5) 幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移

👉 幼稚園の預かり保育の利用は横ばいです。

幼稚園の預かり保育の年間延利用延べ人数をみると、横ばいで推移しており、年平均は6,374人となっています。

図表：幼稚園の預かり保育の年間利用延べ人数の推移



※学校教育課（各年3月31日現在）

## 7 いちき串木野市の保育所・放課後児童クラブの待機児童数の推移

### (1) 年齢別保育所の待機児童数の推移

本市の保育所の待機児童は、平成26年3月31日時点ではいません。

### (2) 放課後児童クラブ待機児童者数の推移

本市の放課後児童クラブの待機児童は、平成26年3月31日時点ではいません。

※現状では、要件さえ満たしていれば、市内の保育所や放課後児童クラブに入所できます。ただし、他に入所可能な保育所や放課後児童クラブがあるにも関わらず、特定の保育所や放課後児童クラブを希望して待機している場合は待機児童に該当しないものとします。



## 8 主な子育て支援サービス事業の状況

(1) 次世代育成支援行動計画（後期計画）における目標事業量の進捗状況

No.	事業名	平成21年度	平成26年度	平成25年度
		(実績)	(目標)	(実績)
1	通常保育事業	528人	528人	741人
2	特定保育事業	—	—	—
3	延長保育事業	7か所	8か所	8か所
4	夜間保育事業	—	—	—
5	休日保育事業	—	—	—
6	病児・病後児保育事業	—	—	1か所 (329人)
7	放課後児童健全育成事業	4か所 (125人)	4か所 (130人)	4か所 (115人)
8	地域子育て支援拠点事業（センター型）	1か所	2か所	1か所
9	一時預かり事業	2か所	2か所	3か所
10	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	—	—	—
11	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	—	—	42人
12	ファミリー・サポート・センター事業	—	1か所	1か所



## 9 アンケート調査結果の概要

### (1) 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）に基づき、平成 26 年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的ニーズ（サービスの利用意向・子育てに関する意識等）や、子ども及びその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的としました。

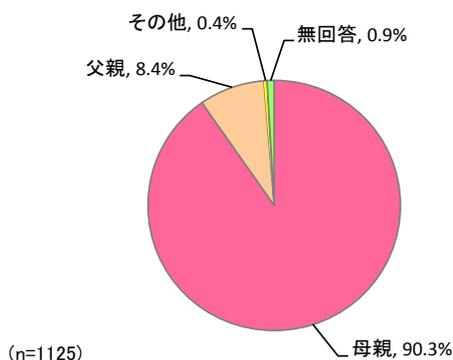
### (2) 実施概要

- 配布・回収方法 …… 本市行政嘱託員による配布回収
- 抽出方法 …… 就学前児童及び小学校児童のいる世帯
- 配布数 …… 1,200 件
- 回収数 …… 1,132 件（うち有効回答数 1,125 件）
- 回収率 …… 94.3%（うち有効回答率 93.8%）

### (3) 結果概要

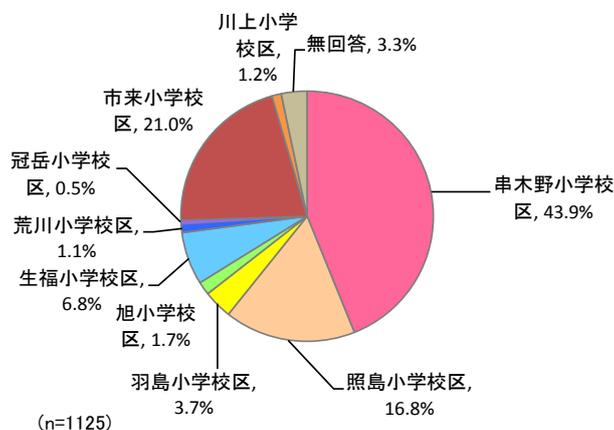
#### I. 保護者の状況

##### ① アンケート回答者について（単数回答）



「母親」の割合が 90.3%、「父親」が 8.4%、「その他」が 0.4% となっています。

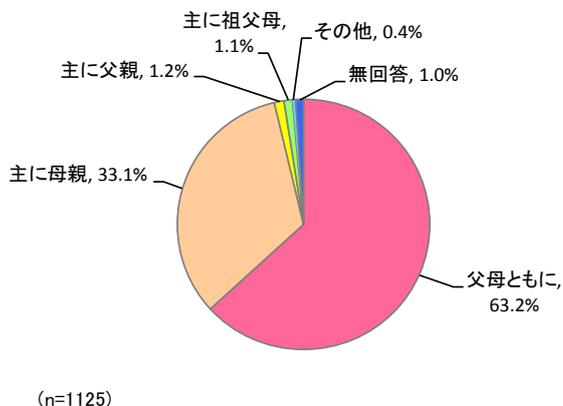
##### ② アンケート回答者の居住地（単数回答）



「串木野小学校区」の割合が 43.9% で最も高く、次いで「市来小学校区」が 21.0%、「照島小学校区」が 16.8% となっています。

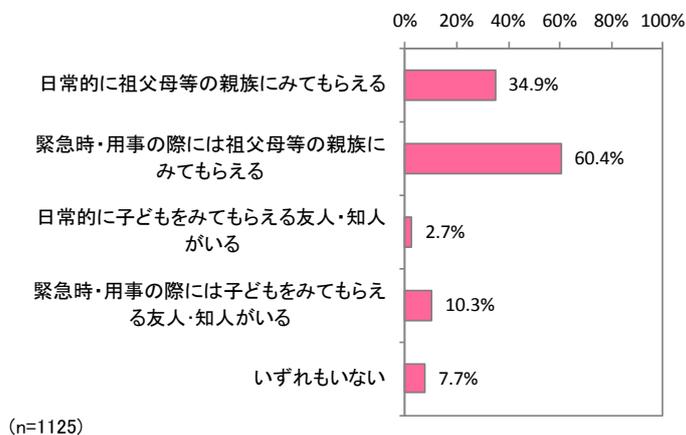


③主に子育て（教育を含む）を行っている人（単数回答）



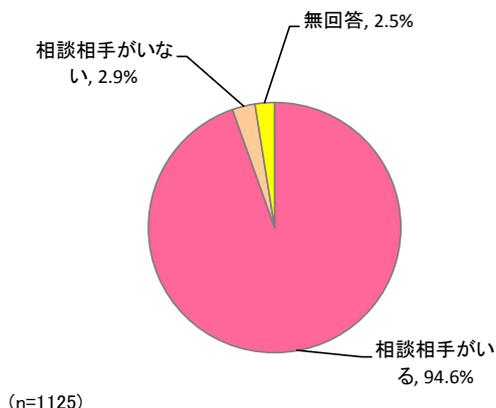
「父母ともに」の割合が63.2%で最も高く、次いで「主に母親」が33.1%、「主に父親」が1.2%となっています。

④子どもをみてもらえる親族・知人の状況（複数回答）



「緊急時・用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.4%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.9%、「緊急時・用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が10.3%となっています。また「いずれもない」が7.7%となっています。

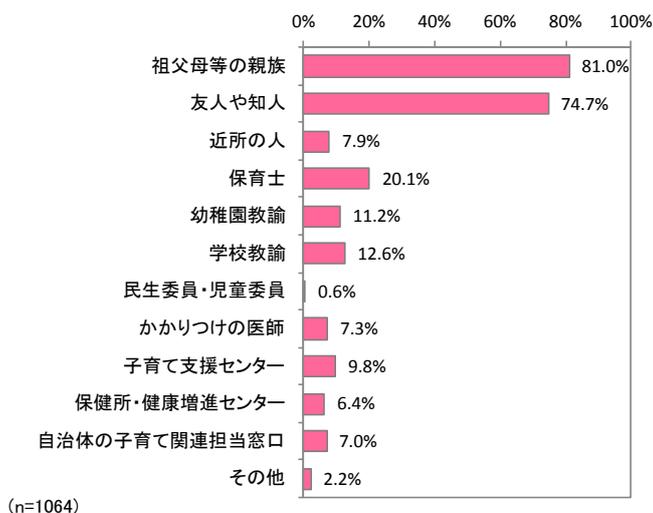
⑤気軽に相談できる人・場所の有無（単数回答）



「相談相手がいる」の割合が94.6%、「相談相手がない」が2.9%となっています。



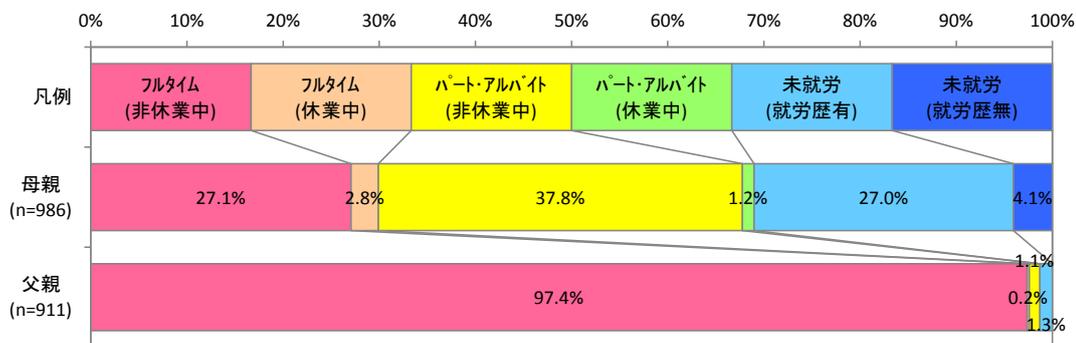
⑥気軽に相談できる人・場所について（複数回答）



※⑤で「1. いる／ある」とした回答者のみ

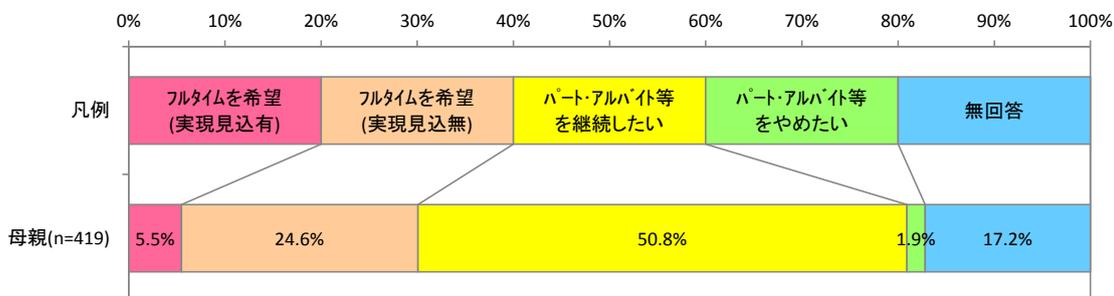
「祖父母等の親族」の割合が81.0%で最も高く、次いで「友人や知人」が74.7%、「保育士」が20.1%となっています。

⑦保護者の就労状況について（単数回答）



【母親】は、「パート・アルバイト等就労(非休業中)」の割合が37.8%で最も高く、次いで「フルタイム就労(非休業中)」が27.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.0%となっています。【父親】は、「フルタイム就労(非休業中)」の割合が97.4%で最も高くなっています。

⑧母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望の状況（単数回答）

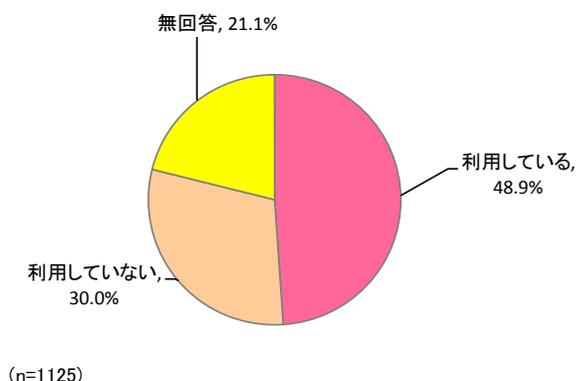


【母親】のフルタイムへの転換希望は、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が50.8%で最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が24.6%となっています。



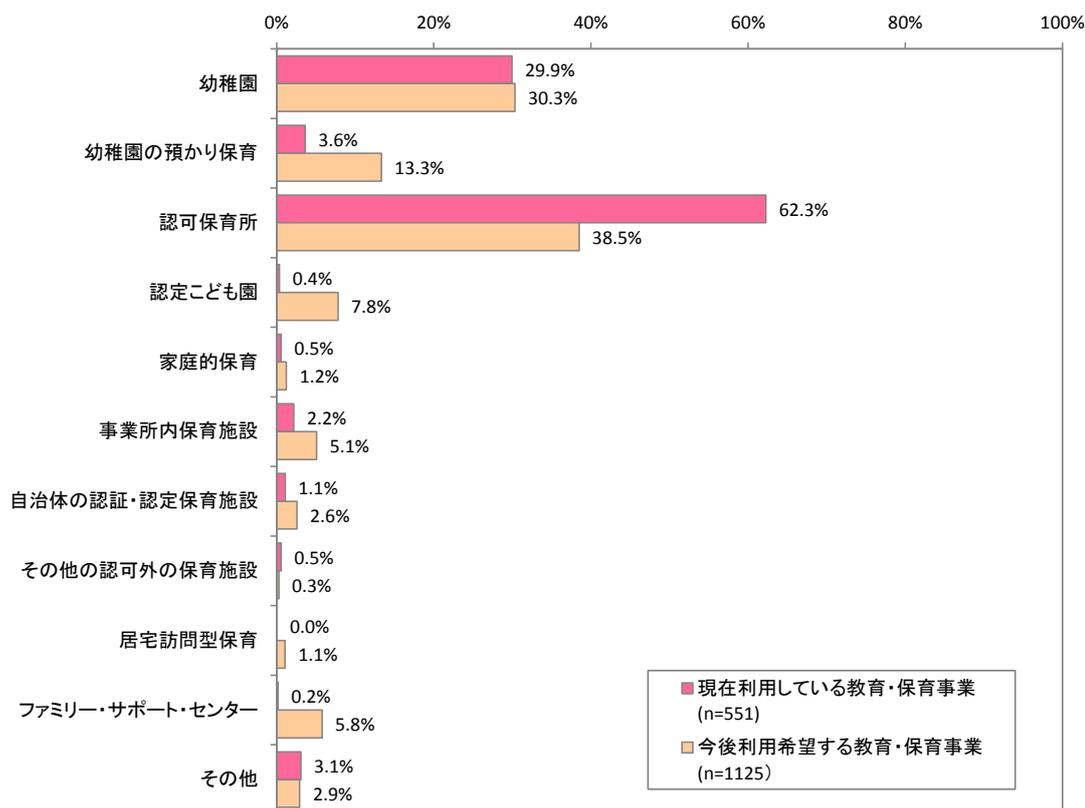
## Ⅱ. 平日の定期的な教育・保育事業について

### ① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（単数回答）



「利用している」の割合が48.9%、「利用していない」が30.0%となっています。

### ② 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業（複数回答）と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業（複数回答）

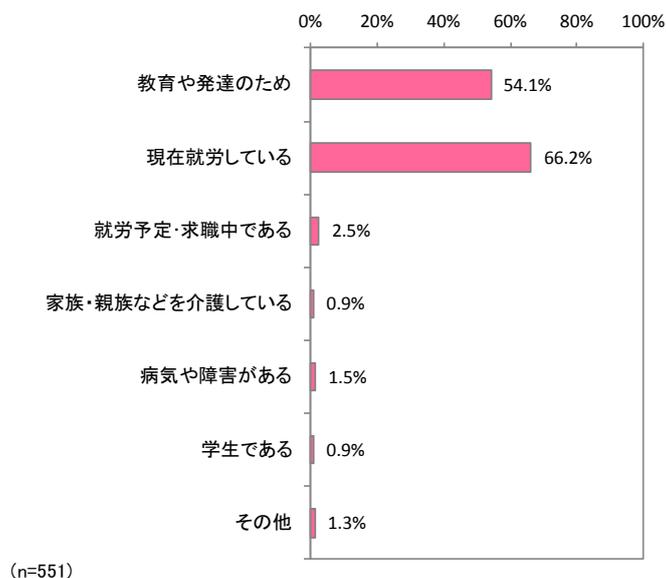


現在利用している平日の定期的な教育・保育事業、今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業ともに、「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」が多くなっています。

「幼稚園の預かり保育」や「認定こども園」、「ファミリー・サポート・センター」などでは今後の利用を希望する回答が現在の利用を上回る結果となりました。

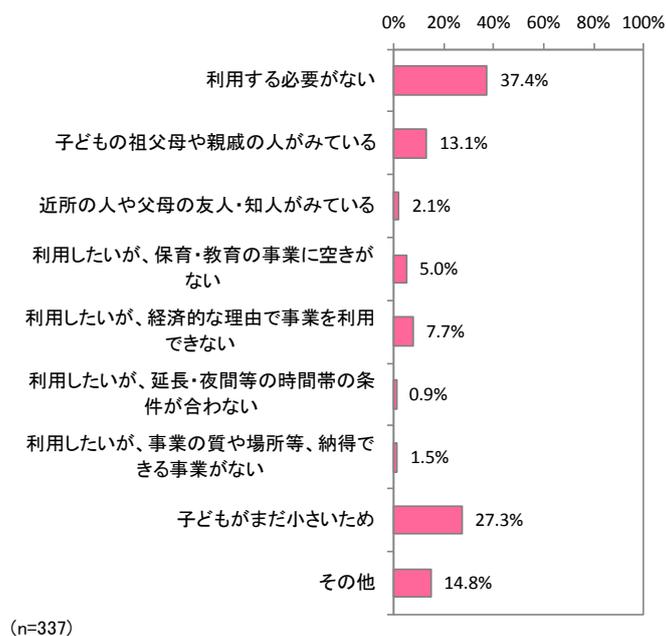


### ③ 平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由（複数回答）



「子育てをしている方が現在就労している」の割合が 66.2%で最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が 54.1%となっています。

### ④ 平日の定期的な教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）

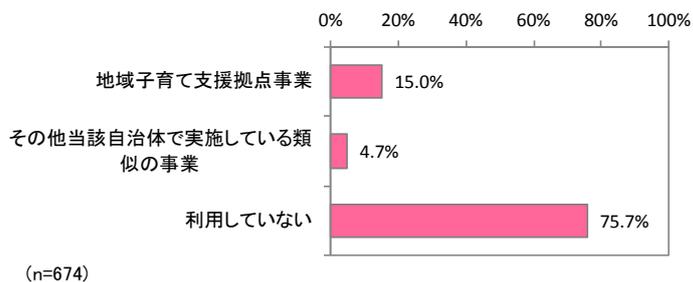


「利用する必要がない」の割合が 37.4%で最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」が 27.3%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が 13.1%となっています。  
また、「子どもがまだ小さいため」における利用を希望する年齢は、「3～5歳」の割合が約6割、「3歳未満」が約3割となっています。



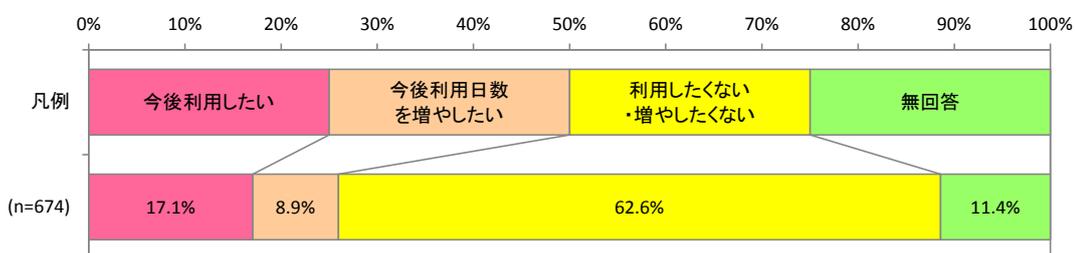
### Ⅲ. 子育て支援事業について

#### ①地域子育て支援拠点事業の利用状況



「利用していない」の割合が75.7%で最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が15.0%、「その他当該自治体で実施している類似の事業」が4.7%となっています。

#### ②地域子育て支援拠点事業に関する今後の利用希望について（単数回答）



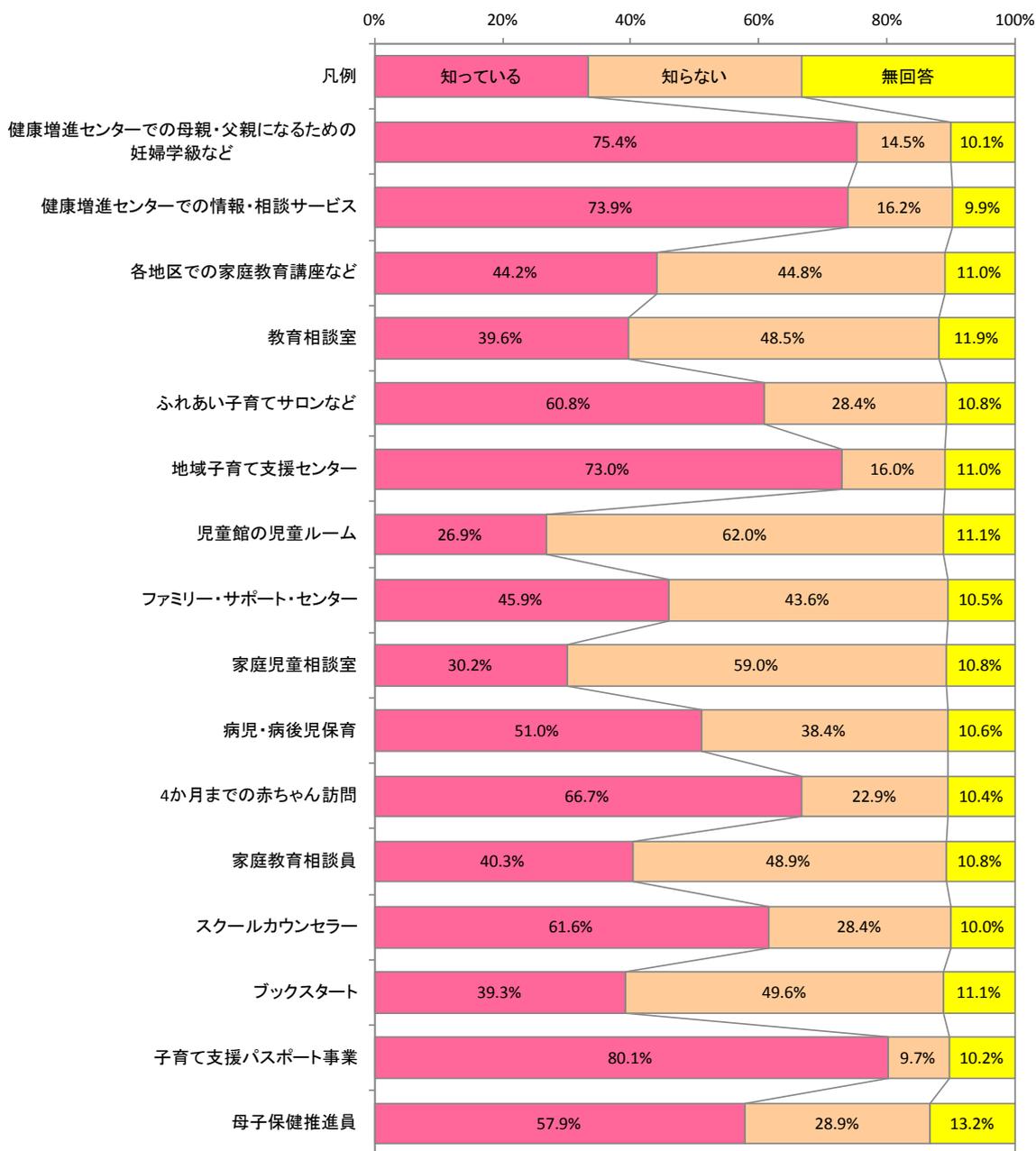
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が62.6%で最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が17.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が8.9%となっています。





#### IV. いちき串木野市の子育て支援事業等について

##### ①いちき串木野市の子育て支援事業等で知っているものについて（単数回答）

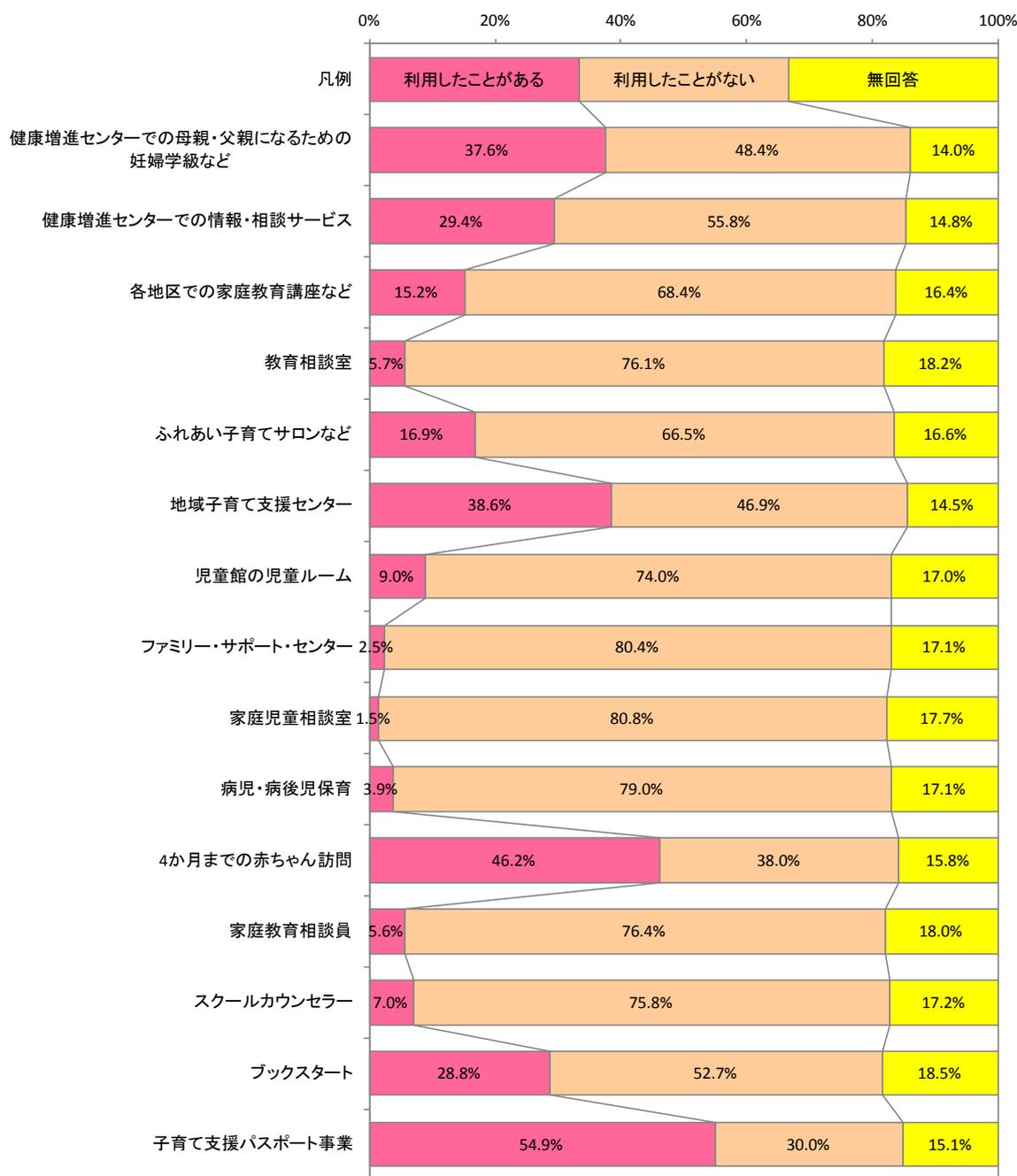


(n=674)

認知状況は、「子育て支援パスポート事業」の割合が80.1%で最も高く、次いで「健康増進センターでの母親・父親になるための妊婦学級など」が75.4%、「健康増進センターでの情報・相談サービス」が73.9%となっています。



②いちき串木野市の子育て支援事業等で利用したことがあるものについて（単数回答）

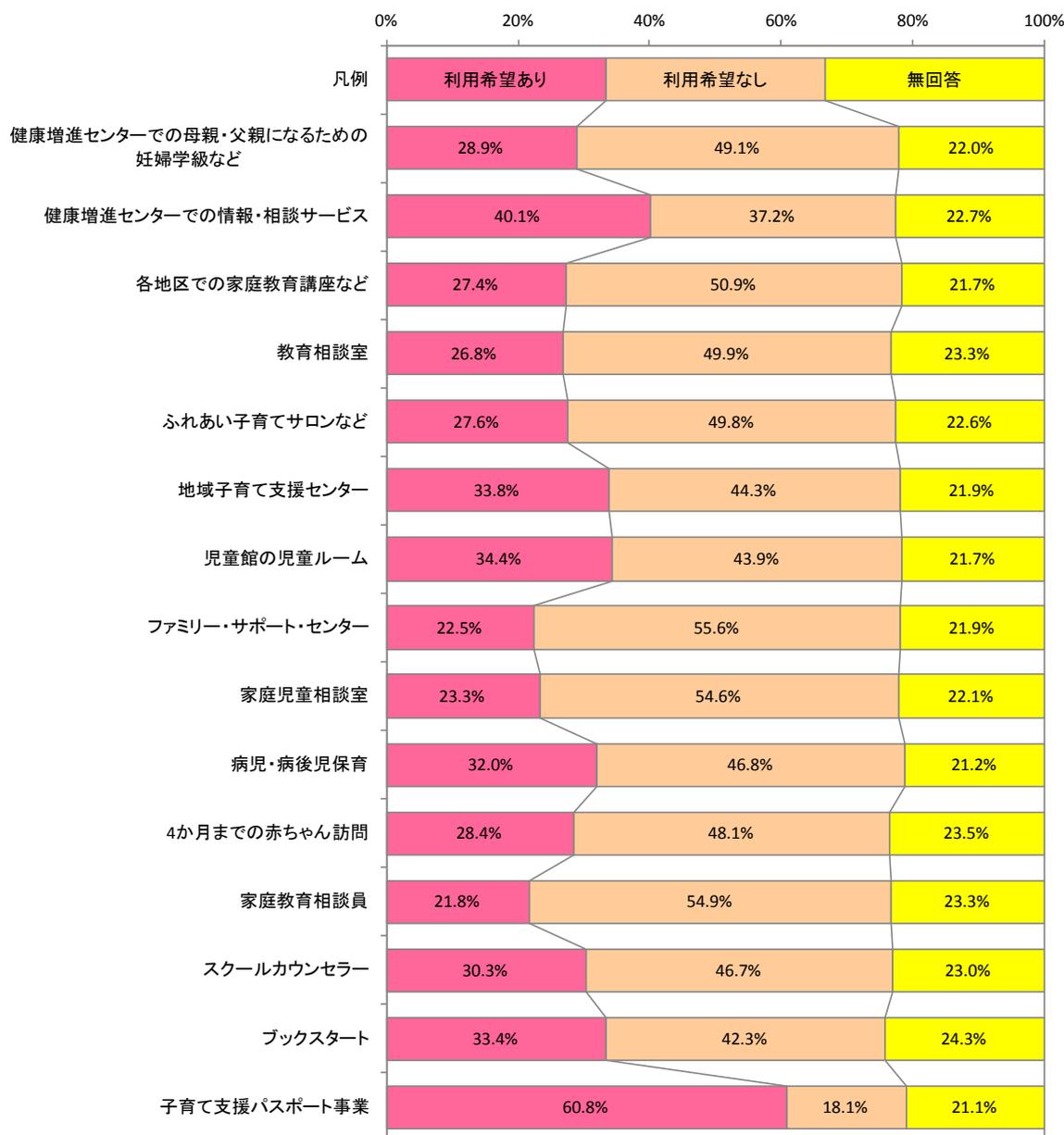


(n=674)

利用歴は、「子育て支援パスポート事業」の割合が54.9%で最も高く、次いで「4か月までの赤ちゃん訪問」が46.2%、「地域子育て支援センター」が38.6%となっています。



③いちき串木野市の子育て支援事業等の今後の利用意向について（単数回答）



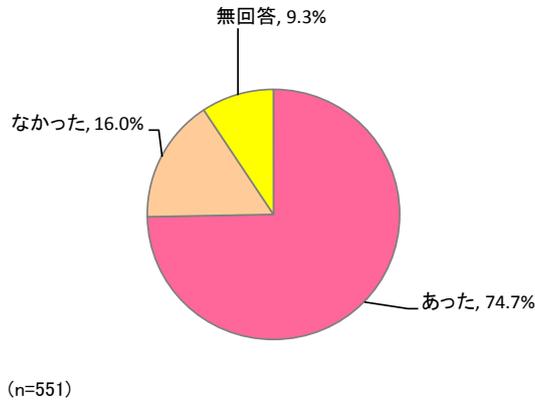
(n=674)

今後の利用希望は、「子育て支援パスポート事業」の割合が 60.8%で最も高く、次いで「健康増進センターでの情報・相談サービス」が 40.1%、「児童館の児童ルーム」が 34.4%となっています。



## V. 病気の際の対応について

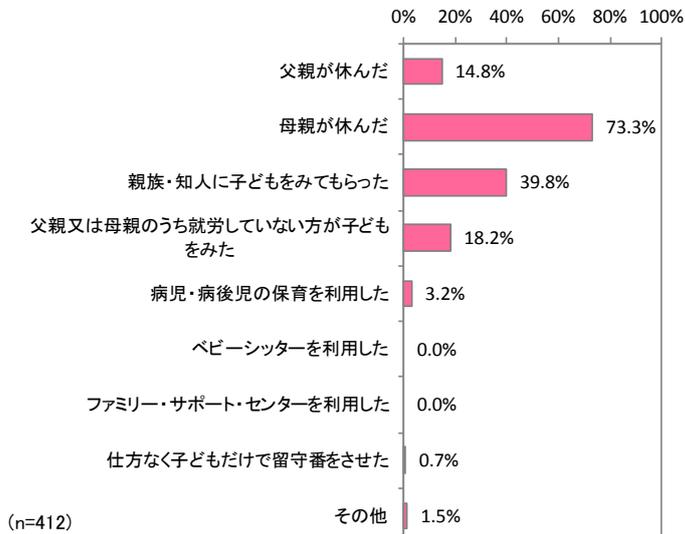
① 1年間で子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはあるか(単数回答)



※平日の教育・保育を利用している回答者のみ

「あった」の割合が74.7%、「なかった」が16.0%となっています。

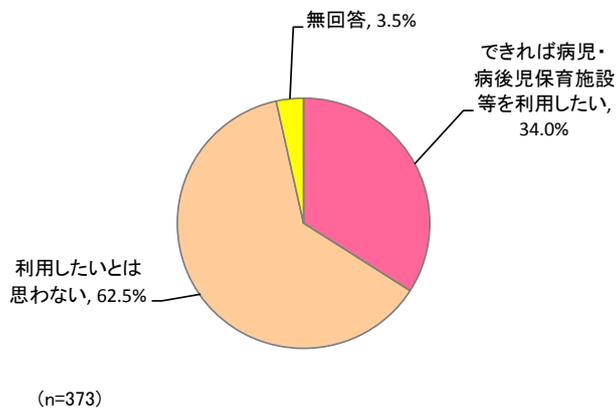
② その場合の対処方法 (複数回答)



※①で「あった」とした回答者のみ

「母親が休んだ」の割合が73.3%で最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が39.8%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が18.2%となっています。

③ できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したいと思ったか (単数回答)



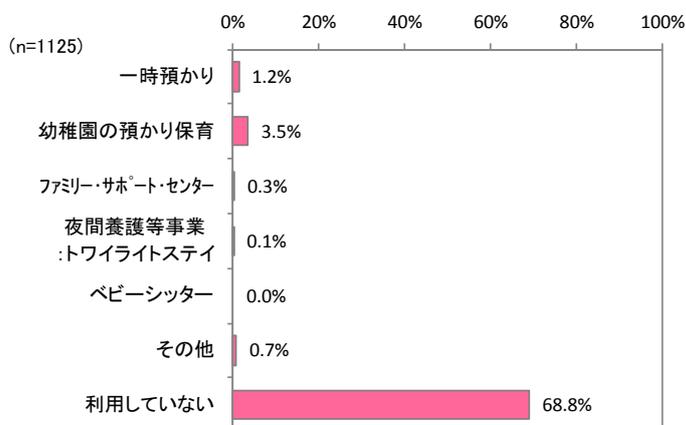
※②で「父親が休んだ」または「母親が休んだ」とした回答者のみ

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が34.0%、「利用したいとは思わない」が62.5%となっています。



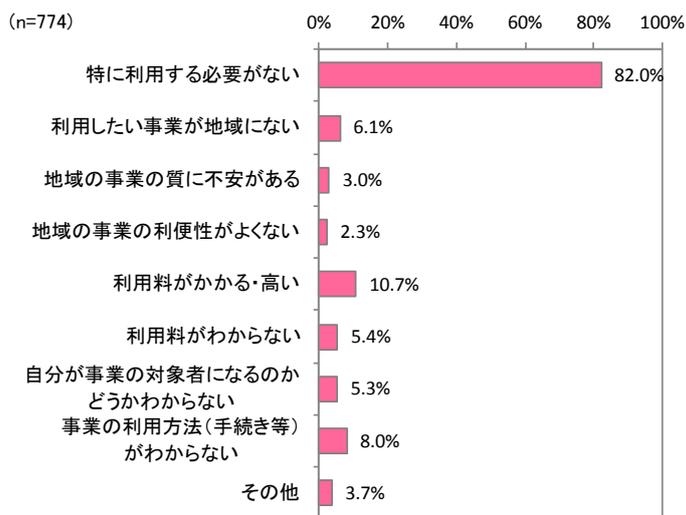
## VI. 一時預かりの利用状況について

### ① 不定期に利用している教育・保育事業について（複数回答）



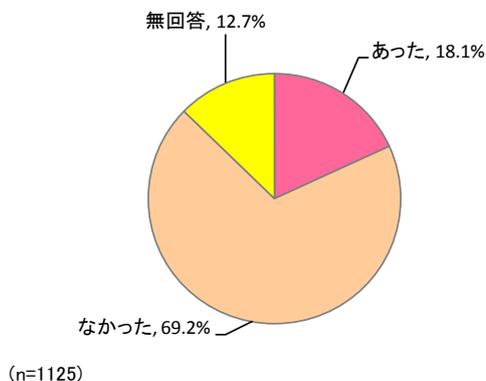
「利用していない」の割合が68.8%で最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が3.5%、「一時預かり」が1.2%となっています。

### ② 不定期に教育・保育事業を利用しない理由（複数回答）



「特に利用する必要がない」の割合が82.0%で最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」が10.7%、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」が8.0%となっています。

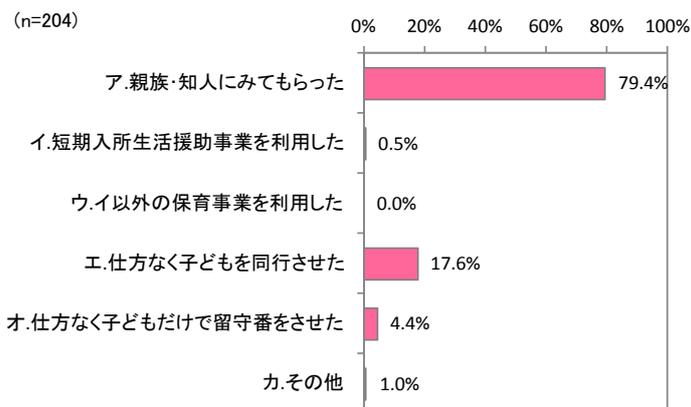
### ③ 冠婚葬祭などにより子どもを泊まりがけで家族にみてもらった状況の有無（単数回答）



「あった」の割合が18.1%、「なかった」が69.2%となっています。

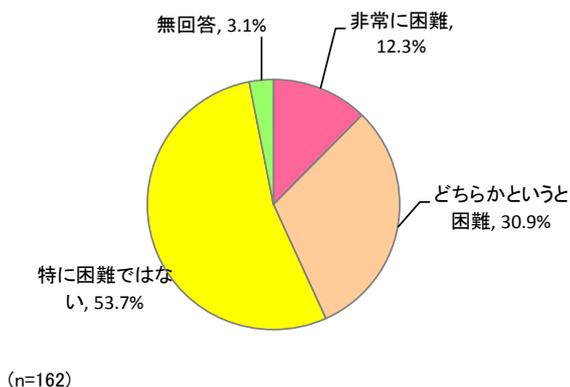


④冠婚葬祭等の泊まりがけの保護者の用事の際の対処方法（複数回答）



「親族・知人にみてもらった」の割合が79.4%で最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が17.6%となっています。

⑤親族・知人にみてもらった際の困難度（単数回答）



※③で「あった」かつ④で「ア.親族・知人にみてもらった」とした回答者のみ

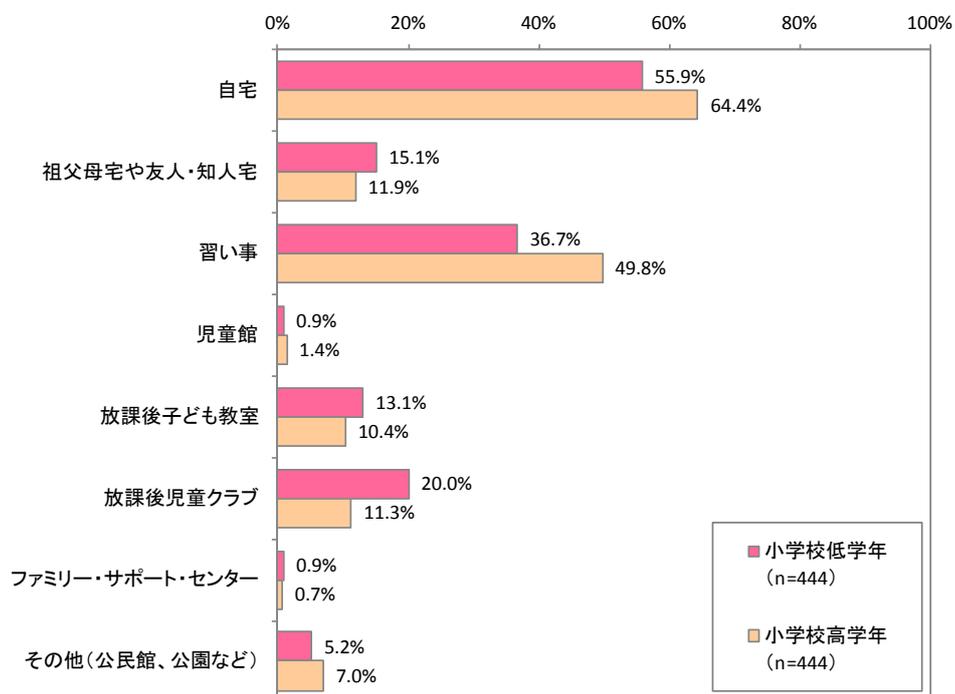
「特に困難ではない」の割合が53.7%で最も高く、次いで「どちらかという困難」が30.9%、「非常に困難」が12.3%となっています。





## VII. 小学生の放課後の過ごし方

(複数回答)



小学校低学年（1～3年生）では「自宅」が 55.9%で最も高く、次いで「習い事」が 36.7%、「放課後児童クラブ」が 20.0%となっています。

小学校高学年（4～6年生）では「自宅」が 64.4%で最も高く、次いで「習い事」が 49.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 11.9%となっています。「放課後児童クラブ」は小学校低学年と比べると利用意向が低くなっています。





## 第4章 計画の基本的事項

### 1 教育・保育の提供区域の設定

本市では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

図表：教育・保育の提供区域の設定





## 2 幼児期の学校教育・保育

### (1) 前提となる事項

本市では、市内に居住する0～5歳の子どもについて「現在の保育所、幼稚園の利用状況」に「利用希望」を加味し国の定める以下の3つの区分で認定します。

図表：認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号認定	3～5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業所

図表：子育て支援の「給付」と事業の全体像





(2) 需要量の見込み

計画期間（平成27年度から平成31年度）における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

本市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるように、教育・保育施設や地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を定めます。

■平成26年度の保育・教育の状況

0～5歳人口 (平成26年4月1日現在)	区分	幼稚園 利用者数	保育所等利用者数		在宅 保育者数	
		3～5歳	0～5歳	0～2歳	3～5歳	0～5歳
1,429人	人数 (構成比)	285人 (20.0%)	689人 (48.2%)	259人 (18.2%)	430人 (30.0%)	455人 (31.8%)

※保育所は4月1日現在、幼稚園は5月1日現在

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】（1号認定）

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	236人	228人	221人	213人	205人
②確保の内容	幼稚園	175人	175人	175人	175人
	認定こども園	—	120人	120人	120人
	私学助成型幼稚園	330人	210人	210人	210人
(②-①)	269人	277人	284人	292人	300人

■幼児期の保育【保育所・認定こども園】（2号認定）

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	395人	382人	370人	270人	261人
②確保の内容	保育所	347人	347人	340人	325人
	認定こども園	—	30人	30人	30人
	地域型保育事業	—	—	—	—
	認可外保育所	—	—	—	—
(②-①)	-48人	-5人	0人	0人	0人

■幼児期の保育【保育所・認定こども園】（3号認定）

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
①量の見込み(必要利用定員総数)	90人	211人	87人	203人	84人	196人	81人	189人	78人	183人	
②確保の内容	保育所	76人	172人	76人	172人	74人	176人	71人	169人	68人	163人
	認定こども園	—	—	10人	20人	10人	20人	10人	20人	10人	20人
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(②-①)	-14人	-39人	-1人	-11人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	



### 3 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

#### (1) 保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

#### (2) 保育利用率の目標値の設定

市町村は、平成29年度末までに、量の見込みに対応する保育の量を確保することとされていることから、平成27年度以降の「保育利用率の目標値」は、各年度ニーズ調査等により把握した3号に該当する子どもの保育の利用希望の割合（以下「利用意向率」という。）を満たす46%とします。

目標値	$\text{平成29年度} = \frac{280 \text{ (3歳未満の利用意向数)}}{604 \text{ (3歳未満の推計児童数)}} = 46\%$
-----	--

各年度における「保育利用率」は、各年度の推計児童数に占める確保方策「3号認定（0歳児、1・2歳児）量の見込み・確保方策」の「②確保方策（利用定員数）」欄に記載した利用定員数の割合とします。

図表：保育利用率の推移（3号認定）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①保育利用率目標値	46%	46%	46%	46%	46%
②保育利用率	38%	44%	46%	46%	46%
確保方策(利用定員数)	248	278	280	270	261
推計児童数(3歳未満)	651	626	604	584	563



#### 4 地域子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間（平成27年度から平成31年度）における、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

##### (1) 利用者支援に関する事業【新規事業】

事業名	<b>利用者支援事業</b>	
<b>事業概要</b>	<p>子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。</p> <p style="text-align: center;">図表：利用者支援事業のイメージ</p> <p>The diagram illustrates two models of user support services:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>母性保健型 (Maternal Health Type):</b> Utilizes a 'Center for Comprehensive Support for Child-rearing and Family Involvement' (利用者支援事業【母子保健型】). It provides continuous support from pregnancy to childcare. Key activities include: <ul style="list-style-type: none"> <li><b>妊婦前 (Prenatal):</b> Pregnancy-related surveys and inquiries, pre-pregnancy consultations, and pregnancy school.</li> <li><b>妊婦期 (Pregnancy):</b> Pregnancy health checkups.</li> <li><b>出産 (Childbirth):</b> Lactation family home visits.</li> <li><b>産後 (Postnatal):</b> Postnatal care services (physical care and childcare support), regular health checkups, and preventive vaccinations.</li> <li><b>育児 (Childcare):</b> Child-rearing support (daycare, kindergartens, lactation rooms, etc.) and other childcare support measures.</li> </ul> </li> <li><b>特定型 (特定型利用者支援のみ) (Specific Type - User Support Only):</b> Utilizes a 'User Support Facility' (利用者支援実施施設) where users and staff (利用者支援専門職員) interact. It involves: <ul style="list-style-type: none"> <li><b>利用者 (Users):</b> Parents and pregnant women.</li> <li><b>地域連携 (Local Network):</b> Collaboration with various local residents and organizations for information collection and dissemination.</li> <li><b>子ども・子育て支援事業 (Child-rearing and Family Involvement Support Services):</b> Includes education/childcare facilities (daycare, kindergartens, etc.) and local support services (nursery care, etc.).</li> <li><b>関係機関 (Related Organizations):</b> Health centers, child consultation centers, and child development centers.</li> </ul> </li> </ul>	
<b>実施状況及び提供体制の確保策</b>	<p>新規事業のため、現在本市では、実施していません。 今後、必要がある場合は、事業の実施について検討を行います。</p>	
<b>担当課</b>	福祉課	<b>提供区域</b> 全市



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業名	<b>延長保育事業</b>																																																																										
事業概要	<p>保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。</p> <p style="text-align: center;">図表：延長保育の対象となる時間帯（例）</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>■ 保育標準時間</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>月曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>火曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>木曜日</td><td>(延長保育)</td><td>← 通常の保育時間</td><td>11時間</td><td>通常の保育時間</td><td>(延長保育)</td></tr> <tr><td>金曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> </div> <div> <p>■ 保育短時間</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>月曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>火曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>水曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>木曜日</td><td>(延長保育)</td><td>(延長保育)</td><td>← 8時間</td><td>(延長保育)</td><td>(延長保育)</td></tr> <tr><td>金曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>土曜日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> </div> </div>			月曜日						火曜日						水曜日						木曜日	(延長保育)	← 通常の保育時間	11時間	通常の保育時間	(延長保育)	金曜日						土曜日						月曜日						火曜日						水曜日						木曜日	(延長保育)	(延長保育)	← 8時間	(延長保育)	(延長保育)	金曜日						土曜日					
月曜日																																																																											
火曜日																																																																											
水曜日																																																																											
木曜日	(延長保育)	← 通常の保育時間	11時間	通常の保育時間	(延長保育)																																																																						
金曜日																																																																											
土曜日																																																																											
月曜日																																																																											
火曜日																																																																											
水曜日																																																																											
木曜日	(延長保育)	(延長保育)	← 8時間	(延長保育)	(延長保育)																																																																						
金曜日																																																																											
土曜日																																																																											
実施状況及び提供体制の確保策	<p>市内8保育所で実施中です。</p> <p>今後も同規模にて実施予定です。</p>																																																																										
担当課	福祉課	提供区域	全市																																																																								

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	単位：人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	382	354	342	330	318
②確保の内容	382	354	342	330	318
②-①	0	0	0	0	0

※単位：人…年間の利用実人数



(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業名	放課後児童健全育成事業																
事業概要	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p>																
実施状況及び提供体制の確保策	<p>4か所で実施中です。 今後も継続して実施していきます。</p> <p>図表：市内の学童保育一覧（平成26年10月現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラブ名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋学童クラブ</td> <td>浜ヶ城 12283-3</td> <td>0996-32-9886</td> </tr> <tr> <td>串木野中央学童クラブ</td> <td>日出町 11477</td> <td>0996-33-3131</td> </tr> <tr> <td>照島学童クラブ</td> <td>照島 5296-4</td> <td>0996-32-3270</td> </tr> <tr> <td>市来っこ</td> <td>大里 3731</td> <td>0996-36-2166</td> </tr> </tbody> </table>		クラブ名	所在地	電話番号	橋学童クラブ	浜ヶ城 12283-3	0996-32-9886	串木野中央学童クラブ	日出町 11477	0996-33-3131	照島学童クラブ	照島 5296-4	0996-32-3270	市来っこ	大里 3731	0996-36-2166
クラブ名	所在地	電話番号															
橋学童クラブ	浜ヶ城 12283-3	0996-32-9886															
串木野中央学童クラブ	日出町 11477	0996-33-3131															
照島学童クラブ	照島 5296-4	0996-32-3270															
市来っこ	大里 3731	0996-36-2166															
担当課	福祉課	提供区域 全市															

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		単位：人				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年	125	120	115	109	104
	高学年	87	85	82	79	77
	計	212	205	197	188	181
②確保の内容		264	264	264	264	264
②-①		52	59	67	76	83
実施箇所数		4	4	4	4	4

※単位：人…年間の利用実人数



#### (4) 子育て短期支援事業

事業名	子育て短期支援事業		
事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。		
実施状況及び提供体制の確保策	本市には児童養護施設等がないため、市外の施設を利用し実施中です。 今後も事業のニーズを見極めながら、実施していきます。		
担当課	福祉課	提供区域	全市

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	単位：人日				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	80	80	80	80	80
②確保の内容	80	80	80	80	80
②-①	0	0	0	0	0

※単位：人日…年間の利用人数×利用日数（年間延べ人数）

#### (5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業名	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）		
事業概要	<p>生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。</p> <p>対象：生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭 訪問時期：概ね生後2、3か月頃</p> 		
実施状況及び提供体制の確保策	生後4か月までの赤ちゃんがいる世帯を、保健師等が訪問し身体測定、育児相談等を行います。 今後も継続して実施していきます。		
担当課	健康増進課	提供区域	全市

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	単位：人				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	208	200	193	187	180
②確保の内容	208	200	193	187	180
②-①	0	0	0	0	0

※単位：人…年間の実施実人数



(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

事業名	養育支援訪問事業		
事業概要	<p>養育支援訪問事業</p> <p>養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。</p> <p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）</p> <p>要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、ネットワーク構成員（関係機関）の専門性及び連携強化を図る取組を実施する事業です。</p>		
実施状況及び提供体制の確保策	<p>養育支援訪問事業</p> <p>養育支援が必要な家庭に対しては、乳幼児家庭全戸訪問事業および要保護児童対策地域協議会の個別訪問等で対応していく予定です。</p> <p>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）</p> <p>この事業を実施する予定はありませんが、今後、必要がある場合は、事業の実施について検討を行います。</p>		
担当課	福祉課・健康増進課	提供区域	全市

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業名	地域子育て支援センター事業		
事業概要	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。</p> 		
実施状況及び提供体制の確保策	<p>市内1か所の保育園において委託事業として実施中です。</p> <p>今後も継続して実施していきます。</p>		
担当課	福祉課	提供区域	全市

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	単位：人回				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	585	563	543	525	506
②確保の内容	585	563	543	525	506
②-①	0	0	0	0	0

※単位：人回…月間の利用人数×利用回数（月間延べ人数）



(8) 一時預かり事業

事業名	一時預かり事業		
事業概要	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。</p> 		
実施状況及び提供体制の確保策	<p>利用実態等把握し、ニーズ量を精査しながら進めていきます。 今後も継続して、実施していきます。</p>		
担当課	福祉課	提供区域	全市

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		単位：人日				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号認定	6,039	5,838	5,646	5,446	5,246
	2号認定	482	464	449	433	417
②確保の内容	1号認定	6,039	5,838	5,646	5,446	5,246
	2号認定	482	464	449	433	417
②-①	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定	0	0	0	0	0

※単位：人日…年間の利用人数×利用日数(年間延べ人数)



(9) 病児・病後児保育事業

事業名	病児・病後児保育事業		
事業概要	<p>病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。</p>		
実施状況及び提供体制の確保策	<p>市内1医療機関にて実施中です。 実施箇所を含め検討し、ニーズ量を精査しながら計画を進めていきます。</p>		
担当課	福祉課	提供区域	全市

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	単位：人日				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,169	1,127	1,089	1,051	1,013
②確保の内容	1,169	1,127	1,089	1,051	1,013
②-①	0	0	0	0	0

※単位：人日…年間の利用人数×利用日数(年間延べ人数)

(10) ファミリー・サポート・センター事業

事業名	ファミリー・サポート・センター事業		
事業概要	<p>小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。</p>		
実施状況及び提供体制の確保策	<p>平成25年度から、1か所で実施中です。 会員数の拡大のため、今後も引き続き事業の周知に努めていきます。</p>		
担当課	福祉課	提供区域	全市

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	単位：件				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0
実施箇所数	1	1	1	1	1

※単位：件…年間の延べ件数



### (11) 妊婦健康診査

事業名	<b>妊婦健康診査事業</b>		
事業概要	<p>妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。</p>		
実施状況及び提供体制の確保策	<p>母子健康手帳と同時に妊婦健康診査受診票が14枚交付されます。 妊婦健康診査受診票を使い、県内契約医療機関において公費負担で受診できます。 今後も、継続して実施していきます。</p>		
担当課	健康増進課	提供区域	全市

図表：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	単位：人回				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	2,620	2,520	2,431	2,356	2,268
②確保の内容	2,620	2,520	2,431	2,356	2,268
②-①	0	0	0	0	0

※人回：年間の利用人数×利用回数(年間延べ人数)



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

事業名	実費徴収に係る補足給付を行う事業	
事業概要	<p>○ 新制度においては、日用品、文房具等の購入に要する費用、及び、食事の提供に要する費用等について、市町村の定める利用者負担額とは別途、各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされており、この実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業を実施する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①給食費（副食材料費） 給食費（副食材料費*）については、以下のとおり公定価格上の対応が異なることから、補足給付事業においては、認定区分に応じて対応する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（公定価格上の対応） 教育標準時間認定（1号）：主食費・副食費のいずれも実費徴収 保育認定3歳以上 （2号）：主食費は実費徴収 副食費は公定価格の対象とし、利用者負担額により相当額を徴収（生活保護世帯は徴収無し） ⇒補足給付事業として1号認定の副食費相当額を支援</p> <p style="text-align: center;">*副食材料費及び調理に係る光熱水費等（調理員の人件費は含まない）</p> </div> <p>②教材費・行事費等（給食費以外） 給食費以外の教材費・行事費等については、公定価格上、認定区分ごとの違いはないことから、認定区分にかかわらず対応する。</p> </div> <p>[事業のイメージ]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; display: inline-block;">①給食費（副食材料費）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 2px;">補足給付 (基準額)</p> <p style="border: 1px dashed orange; padding: 2px; font-size: small;">保護者負担 (基準額を超える部分)</p> <p style="font-size: x-small;">生活保護世帯 (第1階層)</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>保護者負担</p> <p style="font-size: x-small;">生活保護世帯以外 (第2階層～)</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; display: inline-block;">②教材費・行事費等（給食費以外）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p style="background-color: #4f81bd; color: white; padding: 2px;">補足給付 (基準額)</p> <p style="border: 1px dashed orange; padding: 2px; font-size: small;">保護者負担 (基準額を超える部分)</p> <p style="font-size: x-small;">生活保護世帯 (第1階層)</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; width: 45%; text-align: center;"> <p>保護者負担</p> <p style="font-size: x-small;">生活保護世帯以外 (第2階層～)</p> </div> </div> </div> </div>	
対象者	生活保護世帯（第1階層に該当する者）	
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 徴収する実費徴収額について、①給食費（副食材料費）と、②教材費・行事費等（給食費以外）に分けて金額を計算</li> <li>2. 「1」で算出した①、②ごとの実費徴収額と、①、②ごとの基準額を比較して低い方の額を選定</li> <li>3. 「2」により選定された額を市町村が補助（以下のA又はBにより市町村から補助） <ul style="list-style-type: none"> <li>A 市町村が施設に対して補助 (施設は対象者の実費徴収額から補助額分を軽減して徴収)</li> <li>B 市町村が対象者に対して補助 (施設は対象者から実費徴収額全額を徴収)</li> </ul> </li> <li>4. 市町村の補助額について、国・都道府県がそれぞれ1/3ずつ補助</li> </ol>	
実施状況及び提供体制の確保策	<p>新規事業のため、現在本市では、実施していません。</p> <p>今後、事業を実施する場合は、必要に応じて検討を行います。</p>	
担当課	福祉課	提供区域
		全市



(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

事業名	多様な主体の参入促進事業		
事業概要	<p><b>巡回支援</b>…「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者（以下、「新規参入事業者」という。）への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図る。</p>		
	事業内容	<p>新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業</li> <li>② 事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業</li> <li>③ 小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業</li> <li>④ 小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業</li> <li>⑤ その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認められた事業</li> </ol>	
	支援対象	<p>保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認められた事業者</p>	
	<p><b>特別支援</b>…子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障害児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図る。</p>		
実施場所	認定こども園		
対象となる子ども	<p>○ 認定こども園に在籍している対象障害児。 ○ 対象障害児の障害の範囲や認定方法等は私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討中。</p>		
補助要件	当該認定こども園において、2人以上の障害児（対象障害児以外も含む）を受け入れていること。		
実施状況及び提供体制の確保策	<p>新規事業のため、現在本市では、実施していません。 今後、事業を実施する場合は、必要に応じて検討を行います。</p>		
担当課	福祉課	提供区域	全市



## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するものであり、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られています。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、幼稚園、保育所、認定こども園などの施設形態の違いを踏まえた上で、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

その上で、認定こども園については、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、既存の幼稚園又は保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、適切に普及・促進を図っていきます。

また、幼稚園教諭、保育士、保育教諭その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者に対し、個々の適性や成長過程などの確にとらえながら質の高いサービスの提供のために専門性を更に高めていくことが重要になります。

今後も県等が実施する研修会の周知を行い、さらなる資質向上を図ります。

乳幼児期における子どもの健やかな成長を育み、質の高い教育・保育を確保するためには、幼稚園・保育所・認定こども園の職員と小学校教諭が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、お互いの教育内容や指導方法の違いについて理解を深めていくことが大切です。

幼稚園・保育所・認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援を目指していきます。



## 6 障がい児等支援体制の整備

児童発達支援センター及び障害児通所支援事業所を中核とした地域支援体制を整備します。

障がい児等支援の体制整備に当たっては、障がい児等の早期発見・支援を進めるとともに、鹿児島県障害福祉課及び県こども総合療育センターとの連携体制を確保し、本市が定める第4期障害福祉計画とも調和のとれた計画を策定します。

障がい児等支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害福祉サービスを提供する事業所、教育委員会等と緊密な連携を図ります。

特別な支援が必要な障がい児等に対しては、児童の状況等に応じたきめ細やかな支援を行う体制を整備します。

### (1) 障害児通所支援

サービス種別	サービスの内容
児童発達支援	児童発達支援とは、身近な地域の障がい児支援の専門施設として、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を提供するサービスです。 さらに、通所利用の障がい児やその家族への支援だけでなく、地域の障がい児やその家族を対象とした地域支援及び保育所等訪問支援を行う施設を「児童発達支援センター」と呼びます。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に、授業の終了後、休業日または夏休み等の長期休暇中において、児童発達支援事業所等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を継続的に提供するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するために提供するサービスです。

図表：各年度の「量の見込み」

サービス種別		単位：人日				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
児童発達支援	利用者数	64人	74人	84人	79人	74人
	利用量	426人日	553人日	718人日	635人日	553人日
放課後等デイサービス	利用者数	45人	55人	65人	60人	55人
	利用量	405人日	526人日	683人日	604人日	526人日

※単位：人日：月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数（月間の延べ人数）

※保育所等訪問支援については、本市の実情を踏まえ事業の提供体制等を検討していきます。



## (2) 障害児相談支援

サービス種別	サービスの内容
障害児相談支援	障害児等におけるサービス利用計画のことで、障害児通所支援を利用する障害児等に、居宅及び通所サービスの一体的な計画を作成するものです。

図表：各年度の「量の見込み」

サービス種別	利用者数	単位：人				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
障害児相談支援	利用者数	109人	129人	149人	139人	129人

※単位：人…年間の利用実人数

### ※「障がい」の表記について

本計画では、「障害」等の「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がい児の人権を尊重する観点から、可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等固有名詞等については、「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。





## 第5章 専門的な支援の充実及び施策の展開

### 1 専門的な支援の充実

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保  
本市においては、産休・育休後から確実に特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用できる環境を整えるため、以下のような取組を実施します。

- ① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実
  - ホームページ等を活用した情報提供体制の充実
  - 妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問事業時における情報提供の充実
  - 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)における情報提供の充実
- ② 育休満了時から確実に保育を利用できる環境整備
  - 保育の量的拡大

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

#### ① 児童虐待防止対策の充実

本市においては、中央児童相談所等と連携しながら、児童虐待の防止に向けて、以下のような取組を実施します。

#### ア 関係機関との連携強化等

- 虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化
- 児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請
- 要保護児童対策地域協議会の充実強化

#### イ 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備

- 家庭・児童相談窓口の充実
- 訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実

#### ウ 児童虐待防止についての意識啓発

- 児童虐待防止についての広報・啓発・リーフレット配布
- オレンジリボンキャンペーンの実施

#### エ 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

- 県・児童相談所・他市町村との連携により再発防止のための措置を講じる



② ひとり親家庭の自立支援の充実

本市においては、ひとり親家庭が自立し、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下のような取組を実施します。

ア 子育て・生活支援策

- 相談体制の整備
- 医療費の助成

イ 就業支援策

- 就業相談事業等（就業に関する情報提供及び支援）
- 就業に向けた能力開発への支援（就業のための技能取得を支援）

ウ 経済的支援策

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 医療費の助成

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

本市においては、国の法律「育児・介護休業法」及び「仕事と家庭の両立支援制度」や労働行政を所管する県の取組などを踏まえ、仕事と子育ての両立支援に向けて、以下のような取組を実施します。

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

ア 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

- 子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくりの推進
- 男女共同参画社会の促進

イ 子育てと仕事の調和を実現している企業の社会的評価の促進

- 「かごしま子育て応援企業」の登録・紹介

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 認定こども園や保育所の充実等
- 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業従事者の確保と資質の向上



## 2 次世代育成支援行動計画から継続する施策

### (1) 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう支援を行うため地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等を活用した取組を推進します。

- ① 保育サービスの充実
- ② 子育て支援サービスの充実
- ③ 子育て支援のネットワークづくり
- ④ 児童の健全育成
- ⑤ 世代間交流促進

### (2) 母親、乳児、幼児等の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、安心して子どもを生みゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理、指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取組を推進します。

- ① 子どもや母親の健康の確保
- ② 食育の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療の充実

### (3) 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域の教育力を向上させるための支援の充実などの取組を推進するとともに、子どもを産み育てる喜びを実感できる環境の整備を推進します。

- ① 学校の教育環境等の整備
- ② 家庭や地域の教育力の向上
- ③ 有害環境対策の推進



#### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や安全な道路環境、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

- ① 良質な住宅の確保
- ② 安全な道路交通環境の整備
- ③ 安心して外出できる環境の整備
- ④ 安全・安心なまちづくりの推進

#### (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育てを両立させるためには、働き方の見直しなどが必要です。国・県・関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立を支援する制度等の広報・啓発活動に努めます。

- ① 多様な働き方の実現
- ② 仕事と子育ての両立の推進
- ③ 出会いの機会づくり

#### (6) 子ども等の安全の確保

核家族化の進行等によって、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、関係機関等と連携した活動を推進します。

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動

#### (7) 子育てにかかる費用への支援

近年の経済環境の悪化等により、子育て中の家庭を取り巻く現状は厳しさを増しています。

子育てにかかる経済的な負担感などから、子育てに対して消極的な家庭を増加させないために、未来の宝子育て支援金や児童手当の支給、子ども医療費や乳児紙おむつ購入費の助成等の経済的支援を行っていきます。

- ① 子ども等にかかる各種費用の支給・助成

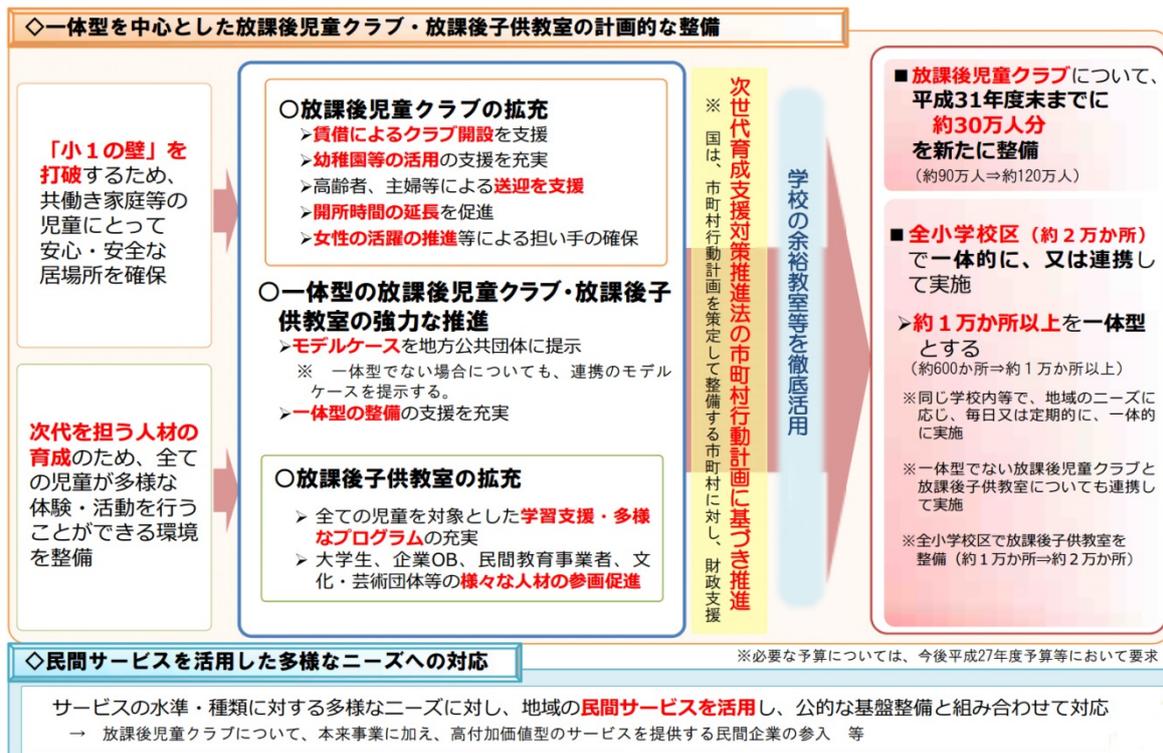


### 3 国の「放課後子ども総合プラン」に基づく本市の取組について

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市においても、前述の放課後児童クラブの量の見込み（必要事業量）に対する確保方策を推進するほか、放課後子供教室についても、平成31年度までに既存の教室を基礎として、保護者の就労の有無に関わらない、児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。なお、放課後子ども総合プランの推進にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、市の教育部門と福祉部門が連携して取り組んでいきます。

図表：放課後子ども総合プランについて



出典：平成26年5月28日「第4回産業競争力会議課題別会合配布資料」



- (1) 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
  - 平成 31 年度までに、全小学校区の 50% に整備することを目指す。
- (2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
  - 平成 31 年度までに、1 か所整備することを目指す。
- (3) 放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画
  - 希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進。
- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
  - 共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設ける。
  - 連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、ボランティアを配置する。
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
  - 運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表する。
  - 事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促す。
  - 放課後子供教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進する。
- (6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
  - 放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化する。
  - 総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行う。
- (7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
  - 平成 31 年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブで実施することを目指す。



## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

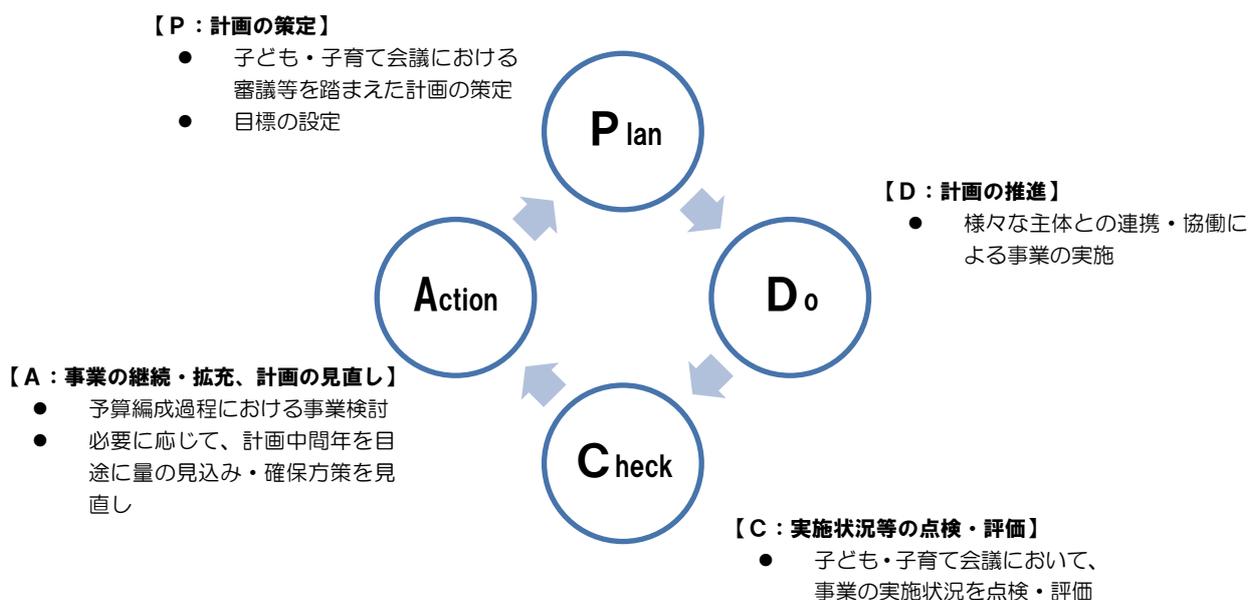
本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民が協働し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

### 2 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「いちき串木野市子ども・子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。

図表：PDCA サイクルのイメージ





## 第7章 資料編

### 1 いちき串木野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 30 日条例第 35 号

改正

平成 26 年 3 月 31 日条例第 11 号

いちき串木野市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項の規定に基づき、いちき串木野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項の委員については、公募によるものとすることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、



市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)
- 2 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年いちき串木野市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。  
別表中第 88 号を第 89 号とし、第 51 号から第 87 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 50 号の次に次の 1 号を加える。

51	子ども・子育て会議委員	〃	4,500
----	-------------	---	-------

附 則（平成 26 年 3 月 31 日条例第 11 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。



## 2 いちき串木野市子ども・子育て会議委員名簿

No	区 分	団 体 名	役 職	氏 名
1	学識経験者	いちき串木野市医師会	理 事	伊東 一則
2		いちき串木野商工会議所	副会頭	久木山 睦男
3		いちき串木野市まちづくり連絡協議会	川北まちづくり協議会 会長	石神 斉也
4		いちき串木野市地域婦人団体連絡協議会	副会長	東 育代
5		いちき串木野市母子保健推進員会	会 長	濱田 セツ子
6	児童福祉	いちき串木野市社会福祉協議会	総務係長	小島 大志
7	関係団体	いちき串木野市民生委員児童委員協議会	副会長	濱涯 静江
8	児童	いちき串木野市PTA連絡協議会	照島小学校PTA副会長	藤崎 典子
9	関係団体	地域子育て支援センター	さわやか子育て支援センター	吉尾 美千代
10	保育園・幼稚園等	いちき串木野市保育連絡協議会	市来保育園 園長	牧田 京子
11		いちき串木野市幼稚園協会	友愛幼稚園 園長	藤田 房二
12		障害児通園施設	いちき串木野市療育園 園長	矢頭 ひとみ
13	学校長	いちき串木野市校長会	照島小学校 校長	木場 教弘
14	公募委員	市 民	市民代表	榎園 恵美
15		保育園児保護者	保育園児保護者代表	尾辻 恵梨
16		幼稚園保護者	幼稚園保護者代表	西岡 瑞貴
17	行政機関	伊集院保健所	所 長	宇田 英典
18		学校教育課	課 長	有馬 勝広
19		社会教育課	課 長	紙屋 直道
20		健康増進課	課 長	所崎 重夫



### 3 用語集

## 数字

#### 1号認定子ども

満3歳以上で教育のみを必要とする児童。

#### 2号認定子ども

満3歳以上で施設等での保育を必要とする児童。

#### 3号認定子ども

満3歳未満で施設等での保育を必要とする児童。

## あ行

### 育児休業

育児・介護休業法に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるというもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができる。事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。なお、子どもが1歳に達する日においていずれかの親が育児休業中であり、かつ保育所入所を希望しているが入所できない場合など一定の事情がある場合には、子どもが1歳6か月に達するまで休業期間を延長することができる。2009（平成21）年には、父親も子育てができる働き方の実現を目指し、休業可能期間の延長や休業取得の促進を図る制度改正が行われている。

### ADHD

注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害。注意欠陥多動性障害と訳される。  
①注意力の障害（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、  
②多動性（じっと座ってられない、常にそわそわ動いている、など）、  
③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れを伴うこともある。（→注意欠陥・多動性障害）

### NPO法人

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人という。（→特定非営利活動法人）

### LD

発達障害の一種。学習環境の不備等とは関わりなく、一般知能は普通レベルにある者が、特定の能力の修得と使用に著しい困難を示すこと。計算だけができない、文章を読むことだけができない、推論することだけができない、などのように、限定的なアンバランスさがみられる。（→学習障害）

## か行

### 学習障害

発達障害の一種。学習環境の不備等とは関わりなく、一般知能は普通レベルにある者が、特定の能力の修得と使用に著しい困難を示すこと。計算だけができない、文章を読むことだけができない、推論することだけができない、などのように、限定的なアンバランスさがみられる。（→LD）

### 学童保育

仕事などの事情により保護者が昼間に家庭にいない小学生1～6年生の子どもに対し、放課後や長期休暇中に行われる保育のこと。地域により別の名称で行われている場合もある。生活の場として一定の基準を満たす専用のスペースで行われ、職員として指導員が配置されている。利用料は、実施主体や保護者の所得により異なる。

### 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う。

### 休日保育

日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために行われる。保育時間や利用料については、各自治体や保育所



により異なる。

### 教育・保育施設

認定こども園法・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所をいう。

### 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。

### 高機能自閉症

知的障害を伴わない自閉症のことをいう。発達障害の一つであり、知能指数が高い（おおむねIQ70以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

### 子育て家庭支援センター

児童福祉法に基づき設置される児童福祉施設の種類。地域の児童の福祉に関するさまざまな問題について、児童に関する家庭などからの専門的な相談に応じ、必要な助言や援助を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導および児童相談所等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設。設置・運営の主体は地方公共団体、社会福祉法人等。相談室が設置され、相談・支援を担当する職員（2名）と、心理療法等を担当する職員（1名）が置かれる。

### 子育て支援事業

児童の健全な育成のために市区町村が行う事業として、児童福祉法に規定されているもの。具体的には、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等がある。

### 子育て短期支援事業

保護者の病気、出産、仕事などの理由により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、一定期間子どもを預かり保護者に代わって養育する事業（ショートステイ）と保護者の残業や変則勤務などの事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合など生活指導などの面で困難となった場合に、保護者が帰宅するまで子どもを預かり養護する事業（トウ

イライトステイ）。

### 子育てひろば

相談員による子育てに関する相談、情報の提供、子育てサークル活動の支援、親子の交流の場として、保育所、児童館、子ども家庭支援センターなどに開設されている。

### 子ども・子育て応援プラン

2004（平成16）年12月に少子化社会対策会議が策定した少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の具体的実施計画。少子化社会対策大綱の掲げる四つの重点課題に沿って、地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要があるものについて、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げるとともに、施策の実施によって子どもが健康に育つ社会、子どもを生み育てることに喜びを感じることができる社会への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を提示している。

### 子ども・子育て支援新制度

2012（平成24）年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度。新制度では、全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る。

### 子ども・子育て支援法

子どもを養育している者に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。

### 子ども・子育てビジョン

少子化社会対策基本法に基づき2010（平成22）年1月に策定された、今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョン。「社会全体で子育てを支える」「希望がかなえられる」という二つの基本的考え方に基づき、①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ、②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ、③多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ、④男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ、という政策



4 本柱に従って取組を進めるとしている。具体的な各種施策の内容と施策に関する数値目標が示されている。

### 子どもの権利条約

1989年11月に国連総会で採択された、子どもの権利の包括的保障を実現するための条約。日本は平成6(1994)年5月に批准、正式には「児童の権利に関する条約」。18歳未満のすべての者を児童と定義し、児童に関するすべての措置をとるに当たっては「児童の最善の利益」が主として考慮されるものとしている。児童に、生命に対する固有の権利、養育される権利、自由に自己の意見を表明する権利、結社の自由及び平和的な集会の自由についての権利等を認め、児童を単なる保護の対象者から、権利を行使する者への能動的転換を図った。(→児童の権利に関する条約)

### 合計特殊出生率

一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005(平成17)年には1.26となり、過去最低を記録した。2010(平成22)年は1.39となり、近年微増傾向を示しているが、少子化傾向は続いている。

## さ 行

### 時間外保育事業

保育所において、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業。

### 支給認定

新制度では、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用を希望する場合は認定を受ける必要がある。

### 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う。

### 施設型給付

教育・保育施設(認定こども園・幼稚園・保育所)を対象とした給付をいう。

### 社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市町村を単位とする市町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

### 出産育児一時金

健康保険、船員保険の被保険者が分娩した時に分娩の費用として支給される一時金。被扶養者である配偶者や家族の場合は家族出産育児一時金が支給される。支給額は、一律39万円(産科医療補償制度に加入している医療機関で分娩した場合42万円)。各種共済制度では同様の場に出産費が支給される。国民健康保険の出産育児一時金は、条例または規約の定めるところによる。

### 出産手当金

医療保険各法の被保険者または各種共済組合員が分娩したとき、分娩前後の一定期間仕事ができなかったことによる所得の喪失または減少を補うために支給される一時金。支給対象期間は健康保険法では、分娩前42日および分娩後56日の間で欠勤した期間である。支給額は、健康保険および船員保険においては、支給対象期間中の標準報酬日額の3分の2である。なお、国民健康保険では任意給付とされている。

### 出生率

年間出生総数を総人口で除し、1000倍したものを、人口千対の出生率。日本の2010(平成22)年の数値は8.5。

### 障害児福祉手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度障害児に支給される手当。20歳未満の障害児のうち重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする場合に支給される。受給資格者等の前年の所得が一定以上の場合には支給制限がある。なお、在宅福祉対策としての性格から施設入所者には支給されない。



## 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数（定員6～19人）を対象にきめ細かな保育を行う。

## 少子化

全人口に対する子どもの人口の割合が減少していく社会的現象のこと。統計的には年少人口の比率で示される。原因は出生数の減少であり、出生数についての指標は合計特殊出生率によって示されることが多い。

## 少子化社会対策基本法

急速な少子化の進行は、わが国の人口構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらすことから、少子化社会における施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。少子化の現状を「有史以来の未曾有の事態」とし、国と地方公共団体に少子化対策の策定と実施の責務を、事業主に協力の責務を課し、さらに、国民に対し「家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現」という責務を定めた。基本的施策として雇用、保育、教育などの環境整備対策に加え、不妊治療など母子保健医療体制の整備なども盛り込まれている。

## 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法の制定により、地方公共団体および事業主が国の行動計画策定指針に基づき策定することとなった行動計画のこと。子育て環境の整備、仕事と子育ての両立のための取組等について、具体的な目標が設定されている。

## 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭および地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律である。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体および事業主に行動計画の策定を義務付けている。

## 児童

児童福祉法においては、18歳未満の者を児童と定義し、1歳に満たない者を「乳児」、

1歳から小学校就学の始期に達するまでの者を「幼児」、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者を「少年」と分けている。

## 児童委員

都道府県知事の指揮監督を受け、市町村の担当区域において児童や妊産婦の生活及び環境の状況を適切に把握し、その保護、保健などについて援助や指導を行う民間の奉仕家。民生委員がこれに充てられ、任期は3年。活動内容は、①地域の実情の把握に努め、記録しておく、②問題を抱える児童、母子家庭等に対する相談・支援、③児童の健全育成のための地域活動の促進、④児童虐待防止への取組、⑤保護の必要な児童、母子家庭等を発見した場合の関係機関への連絡通報など。

## 児童虐待

親が自分の子どもに対し、自分の思いどおりにならない時などに折檻すること。極端な場合は食事を与えなかったり、過度の体罰を与えたりするなどして、死に至らしめることもある。児童虐待の防止等に関する法律では、保護者がその監護する児童に対し、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、②児童にわいせつな行為をすること又はさせること、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童の目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者間暴力）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、と定義されている。

## 児童虐待の防止等に関する法律

児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的としている。

## 児童憲章

1951（昭和26）年5月5日に児童憲章制定会議が宣言したもの。その前文では、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んぜられる」「児童は、よい環境のなかで育てられる」とされ、児童の就学の保



障や、障害児の適切な治療と教育と保護の必要性を明らかにするなど、児童に対する社会の義務と責任をうたっている。

### 児童相談所

各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置される児童福祉の専門かつ中核機関。法律上の名称は児童相談所だが、都道府県等によっては呼称が異なる場合がある。虐待、育児、健康、障害、非行など、子どもに関する様々な相談などに応じ、必要に応じて一時保護や児童福祉施設への入所措置、子どもと保護者への相談援助活動などを行う。

### 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、日本国内に居住している者が、児童を監護し、生計を維持している場合に支給される手当。法律改正により子ども手当制度を経て、現在は中学校修了前までの児童に支給される。

### 児童の権利に関する条約

1989年11月に国連総会で採択された、子どもの権利の包括的保障を実現するための条約。日本は平成6(1994)年5月に批准、一般的には「子どもの権利条約」と呼ばれる。18歳未満のすべての者を児童と定義し、児童に関するすべての措置をとるに当たっては「児童の最善の利益」が主として考慮されるものとしている。児童に、生命に対する固有の権利、養育される権利、自由に自己の意見を表明する権利、結社の自由及び平和的な集会の自由についての権利等を認め、児童を単なる保護の対象者から、権利を行使する者への能動的転換を図った。(→子どもの権利条約)

### 児童発達支援

障害児につき、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うサービス。

### 児童福祉司

児童福祉法に基づき児童相談所に置かれる専門職員。人口約4万~7万人を標準とする担当区域において、市区町村長の協力のもと、児童相談所長の命を受け、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な指導等を行うことを職務とする。

### 児童福祉施設

児童福祉法に定める11種類の社会福祉施設で、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターを指す。設置主体は、国、都道府県、市区町村、社会福祉法人等で、市区町村が設置する場合は都道府県知事に対し届出が、国、都道府県および市区町村以外の者が設置する場合は都道府県知事の認可が必要である。なお、障害児に関する施設は、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設に従来は分かれていたが、2012(平成24)年4月に、入所による支援を行う施設は障害児入所施設に、通所による支援を行う施設は障害児通所支援事業所(ただし、障害児通所支援事業所の内、児童福祉施設に該当するのは児童発達支援センターのみ)にそれぞれ一元化された。

### 児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」こと及び「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親及び施設、費用等について定めている。

### 児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童及び父又は母が一定の障害の状態にある児童等の母(父)がその児童を監護するとき、又は母(父)以外の者がその児童を養育するときに、その母(父)又は養育者に対し支給される。支給対象となる児童は18歳未満の者であるが、一定の障害者である場合は20歳未満の者も含まれる。また、受給資格者本人又はその扶養義務者等の前年の所得が一定額以上であるときは、手当の全部又は一部が支給停止される。

### 重症心身障害児

児童福祉法に規定される障害児のうち、重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している児童。



### 推計児童数

過去における実績人口の動勢に基づいて算出される将来の児童数。

### 専任里親

虐待など、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親。

### ソーシャルワーカー

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

## た 行

### 地域型保育給付

地域型保育事業を対象とした給付をいう。

### 地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の4つをいう。

### 地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

### 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する地域子育て支援に関する事業で、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

### 注意欠陥・多動性障害

注意力の障害と多動・衝動性を特徴とする行動の障害。①注意力の障害（注意が持続できない、気が散りやすい、必要なものをよくなくす、など）、②多動性（じっと座ってられない、常にそわそわ動いている、など）、③衝動性（順番を待つことが苦手、人の会話に割り込む、など）を特徴とし、知的な遅れを伴うこともある。（→ADHD）

### DV防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、個人の尊厳及び男女平等の実現の妨げとなっていることから、配偶者（事実婚を含む）からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することとしている。（→配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

### 特定教育・保育施設

区市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいう。なお、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

### 特定地域型保育事業

区市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。

### 特定非営利活動促進法

ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、1998（平成10）年に成立した法律で、「NPO法」とも呼ばれる。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

### 特定非営利活動法人

ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人（NPO法人）という。

### 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識



技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成 18）年の学校教育法の改正により創設された。

### 特別支援教育

障害の種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。2006（平成 18）年 6 月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障害種にとられない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障害のある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

### 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障害児の父母が当該児童を監護するとき、又は当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母又は養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20 歳未満の障害児（障害の程度は同法施行令に定められており、1 級及び 2 級に区分されている）。手当額は障害の程度（1 級、2 級）に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上ある場合等は、支給制限がある。

### トワイライトステイ

育児疲れ・育児不安、親の介護や仕事等の理由により、家庭において養育が困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育を行う事業。

## な 行

### 乳児

児童福祉法及び母子保健法では、満 1 歳に満たない者を乳児という。

### 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業。

### 認可外保育施設

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。（→無認可保育所）

### 認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、都道府県知事に認可を受けているもの。

### 認可

行政が各事業について基準に当てはまっていると認めること。

### 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を備え、両者の役割を果たすことが可能な施設。多様化する就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢として、2006（平成 18）年に制度化された。就学前の児童に幼児教育又は保育を提供する機能、地域における子育て支援機能を備え、職員の配置及び資格、教育及び保育の内容、子育て支援について規定された認定基準。2012（平成 24）年 4 月からは、都道府県条例で定める基準を満たす施設は、都道府県知事から認定こども園の認定を受けることができる。地域の実情に応じて幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある。認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となり、



利用者は利用料を直接施設に支払う。

## は 行

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、個人の尊厳及び男女平等の実現の妨げとなっていることから、配偶者（事実婚を含む）からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することとしている。「DV防止法」とも呼ばれる。

### 発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

### 発達障害者支援センター

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児・者に対する支援を総合的に推進する地域の拠点となる機関。障害児入所施設等に附置され、都道府県、指定都市または委託を受けた社会福祉法人等が運営する。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等を有する障害児・者及びその家族に対して、専門の職員による相談支援、医学的な診断及び心理的な判定、就労支援などが行われる。

### 病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、病院・保育所等で病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応や病気の児童の自宅に訪問する事業。①概ね小学校4年生までの児童で病気の「回復期に至らない場合」で症状の急変が認められない場合に保育する病児対応型、②概ね小学校4年生までの児童で病気の「回復期」で集団保育が困難な期間において保育する病後児対応型、③保育中の

児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、緊急に対応する体調不良児対応型、④概ね小学校4年生までの児童で、病気の「回復期に至らない場合」または「回復期」で集団保育が困難な期間において児童の自宅で保育する非施設型（訪問型）の4類型により実施される。

### ファミリー・サポート・センター事業

地域の中で育児や介護の手助けを必要とする方（依頼会員）と育児や介護の手助けができる方（提供会員）が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。保育所や幼稚園への送迎や、保護者の病気や急用などの場合における一時預かり等がある。

### 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みのこと。

### 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。「学童保育」や「放課後児童クラブ」と呼ばれることもある。

### 放課後等デイサービス

障害児につき、授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービス。

### 保健所

地域における公衆衛生の向上および増進を目的とした行政機関。地域保健法に基づき、地域住民の健康増進、疾病予防、環境衛生、母子・老人・精神保健、衛生上の試験・検査等のさまざまな業務を行っている。都道府県、指定都市、中核市、その他政令で定める市または特別区に設置されている。身近で頻度の高い保健サービスは市区町村保健センターに移管し、保健所は広域的・専門的・技術的拠点としての機能が強化されている。

### 保健センター

住民に対し、健康相談、保健指導および健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を



行うことを目的とする施設。設置主体は市区町村、特別区等。

### 母子及び寡婦福祉法

すべてのひとり親家庭で、児童が心身ともに健全に育成されることと、母子家庭等の親・寡婦の健康で文化的な生活を保障することを目的とする法律。母子一体の福祉の推進を図っていることが特徴で、母子・寡婦福祉資金の貸付け、居宅等における日常生活支援、住宅・就労等に関する福祉上の措置等が定められている。なお、身近な相談員として母子自立支援員が福祉事務所に配置されている。父子家庭の父も措置等の対象。

### 母子保健

母親の健康の増進と乳幼児の健康の増進と発育の促進のための保健活動のこと。乳幼児の保健は母親との関係が密接のため、こうした親子関係でとらえられている。母子保健法により具体的な対策が組まれている。

### 母子保健法

母性の尊重、乳幼児の健康の保持増進を基本理念とし、保健指導、健康診査、母子健康手帳の交付、医療援護等の母子保健対策について定めた法律。

## ま 行

### 未熟児養育医療

母子保健法に基づく未熟児対策の一つ。疾病にかかりやすく、死亡率が高く、障害を残すことが多い未熟児の健全な発育を促すため、医師が入院養育を必要と認めたものを対象に行う医療給付の公費負担制度をいう。指定養育医療機関において、①診察、②薬剤または治療材料の支給、③医学的処置、手術およびその他の治療、④病院または診療所への入院およびその療養に伴う世話その他の看護、⑤移送、を内容とする給付が行われる。なお、本人またはその扶養義務者の負担能力に応じた費用負担がある。

### 民生委員

民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域

で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。なお、民生委員は児童福祉法による児童委員を兼務する。

### 無認可保育所

乳幼児の保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての認可を受けていないもの。具体的には、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設などがあげられる。乳幼児の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設の設備など認可外保育施設における設置・運営内容については、国から指導監督基準が示されている。(→認可外保育所)

## や 行

### 夜間保育

夜間、保護者の勤務等により保育に欠ける児童を保育するもので、おおよそ午後10時まで保育を行う。仮眠のための設備等夜間保育のために必要な設備、備品を備えていることのほか、一般の保育所に比べて生活面への対応や個別的な援助が求められることから、児童の保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめていることが設置認可の要件とされる。夜間保育は夜間保育所で行うことが基本とされているが、既設の保育所でも当該施設の認可定員の範囲内で通常の保育と夜間保育を行うことができる。

### 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

### 幼稚園

満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。新制度に移行する幼稚園と私学助成を受けて運営する幼稚園がある。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は認定手続きが必要(私学助成を受けて運営する幼稚園の手続きの変更はなく、子



どもの保護者は認定を受ける必要はない。)

### 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園が行う教育活動。

## ら行

### 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。

### 量の見込み

ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」と二一ズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

### 連携施設

地域型保育事業を利用する保護者の安心感や事業の安定性を確保するため、①保育内容の支援、②卒園後の受け皿の役割を担うことなどを目的に設定される施設（認定こども園・幼稚園・保育所）のこと。



**いちき串木野市子ども・子育て支援事業計画**

平成27年3月

**いちき串木野市 福祉課**

〒896-8601 鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

TEL:0996-32-3111 / FAX:0996-32-3124